

平成24年度事業計画(継続, 改善, 廃止・休止分)

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

各局区等共通

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	刊行物等への啓発標語の掲載	＜事業目的＞ より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 ＜事業計画＞ ①継続 本市が発行する印刷物等の人権啓発標語を掲載する。	各局区等	①
2	公用車による啓発（巡回啓発、ステッカー掲示）	＜事業目的＞ 人権問題を広く市民に周知するとともに、人権尊重の意識の普及高揚を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 憲法月間・人権月間等において公用車に人権啓発プレートを掲示する。	各局区等	①
3	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	＜事業目的＞ より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 ＜事業計画＞ ①継続 バス営業所、地下鉄駅及び本市の施設の玄関等の人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出する。	各局区等	①
4	地域団体の人権研修支援（資料提供等）	＜事業目的＞ 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権擁護思想の普及高揚を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権問題に関する講演の中で、参考資料を配布するなど、人権擁護思想の普及高揚を図る。	各区・支所	①
5	市庁舎等の身障者・高齢者対応設備の設置・改修	＜事業目的＞ 身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。 ＜事業計画＞ ①継続 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	各局区等	②
6	人権行政に関する情報の職員への提供	＜事業目的＞ 職員一人一人が人権意識を高めるための情報提供を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。	各局区等	④
7	人権行政の視点からの所属事務事業の点検	＜事業目的＞ 人権尊重の視点で市政を推進する。 ＜事業計画＞ ①継続 人権尊重の視点で市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。	各局区等	④
8	人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備	＜事業目的＞ 自主的な人権研修を促進するための条件整備を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 人材活性化推進室等からの情報を職員に周知し、自主的に参加しやすい条件整備を行う。また、職員が人権問題について自主的に勉強会や研修を行うための資料の提供、講師の紹介、研修時間の確保などの協力を行う。	各局区等	④
9	職員研修	＜事業目的＞ 人権文化の構築に関する理解を深めるための職員研修を実施する。 ＜事業計画＞ ①継続 5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施する。	各局区等	④

環境政策局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<事業目的> 憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施 <事業計画> ①継続 子供や女性の人権、同和問題などに関して、所属において、討論を中心とした研修を実施する予定である。	環境政策局 環境総務課	④
2	「京都ごみ減量・分別ハンドブック」外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布	<事業目的> 外国人に対して、ごみ出しルールやごみ減量・リサイクルの取組を周知する。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、必要に応じて引き続き、「京都ごみ減量分別ハンドブック」の外国語版、点字版及び録音版の作成し、国際交流会館及び各区役所・支所等へ配布した。また、障害者への周知として点字版と録音版を作成し、各区役所・支所の福祉事務所等へ配布する。	環境政策局 循環企画課	②
3	ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施	<事業目的> ごみ収集福祉サービス（本市が定期的に収集する「家庭ごみ」、「缶・びん・ペットボトル」等を所定の排出場所へ排出することが困難な高齢者、障害者に対し、その排出を支援するために、当該世帯の玄関先等に出向いて収集する制度）を実施するとともに、対象者の管理にも努める。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、引き続きごみ収集福祉サービスの実施状況を把握・管理し、今後の展開について検討していく。	環境政策局 まち美化推進課	②
4	有料指定袋制の実施に伴う福祉施策	<事業目的> ごみの減量に一定の制約がある紙おむつの支給を受けておられる方や、在宅で腹膜透析を実施されている方等に対して、「負担の公平性」の原則を踏まえ、指定袋を一定枚数配布する制度を設けている。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、有料指定袋制の実施に伴う福祉施策の状況を把握・管理し、今後の展開について検討していく。	環境政策局 まち美化推進課	②
5	ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備	<事業目的> 公衆トイレの新規設置や大規模改修の機会において、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが快適に利用できるよう整備した。 <事業計画> ①継続 ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備を継続して行う。	環境政策局 まち美化推進課	②

行財政局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<事業目的> 憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施 <事業計画> ①継続 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上につながるよう、24年度においてもビデオや講義・討議による研修を継続する。	行財政局 総務課	④
2	職場研修推進者の養成	<事業目的> 職場研修の計画や実施運営、職員に対する適切な指導ができるよう、管理職の更なる能力向上を目指す。 <事業計画> ①継続 職場において人権研修をはじめとする職場研修の計画や実施運営、職員に対する適切な指導ができるよう、指導育成力の向上のための研修を行う。	行財政局 人材活性化推進室	④
3	局区等研修の奨励・支援	<事業目的> 局区等において人権研修が積極的かつ効果的に進められるよう、奨励・支援を行う。 <事業計画> ①継続 職員研修支援窓口及び研修教材閲覧コーナーの充実を図るとともに、人権研修に係る研修内容に関する相談、会場の貸出し、講師紹介、各種研修会の開催情報の提供等を積極的に行うとともに、研修教材閲覧コーナーにおける職員研修に活用する教材や資料の充実を図る。また、局区等において人権研修が積極的かつ効果的に進められるよう、局区等が人権等研修を実施する場合、人材活性化推進室が委託先として外部研修機関を指定し、予算の範囲内において研修に係る費用の支援を行う。	行財政局 人材活性化推進室	④
4	人権教育の推進（学生指導）	<事業目的> 新入生に対し人権に対する意識を高めるために、大学でのキャンパスハラスメントについて、その問題と背景、対応などについて講演を行う。 <事業計画> ③廃止 平成24年4月1日に、公立大学法人京都市立芸術大学となるため。	行財政局 芸術大学	①
5	市庁舎等の身障者・高齢者対応設備の設置・改修	<事業目的> 身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。 <事業計画> ①継続 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、より身障者や高齢者が安心して利用しやすい市庁舎を目指す。	行財政局 庁舎管理課	②
6	人権教育の推進（学生指導）	<事業目的> 日々の学生指導において、人権教育を推進していく。また、学生自治会と共に障害を持った学生への援助の方法について考える。 <事業計画> ③廃止 平成24年4月1日に、公立大学法人京都市立芸術大学となるため。	行財政局 芸術大学	①
7	人権教育の推進（学生指導）	<事業目的> 12月の人権月間に入権啓発ポスターを掲示し、学生の人権に対する理解を深め、意識を高めることに努める。 <事業計画> ③廃止 平成24年4月1日に、公立大学法人京都市立芸術大学となるため。	行財政局 芸術大学	①
8	人権教育の推進（学生指導）	<事業目的> 日々の学生指導において、人権教育を推進していく。また、留学生交歓会や実技指導を通じて、教職員と外国人のコミュニケーションを図ること、留学生の心情をより理解することに努める。 <事業計画> ③廃止 平成24年4月1日に、公立大学法人京都市立芸術大学となるため。	行財政局 芸術大学	①
9	人権教育の推進（学生指導）	<事業目的> 日々の学生指導において、人権教育を推進していく。また、入学生に対するオリエンテーションで、HIVについての正しい情報を伝えるとともに、HIV感染者の人権について学生に啓発を行う。 <事業計画> ③廃止 平成24年4月1日に、公立大学法人京都市立芸術大学となるため。	行財政局 芸術大学	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
10	附属図書館における人権関連図書の紹介	<事業目的> 附属図書館に所蔵している人権関連図書の紹介を行い、教職員及び学生の人権に対する認識を深めていく。 <事業計画> ③廃止 平成24年4月1日に、公立大学法人京都市立芸術大学となるため。	行財政局 芸術大学	①
11	職員研修	[人権研修の実施] <事業目的> 職員を対象に研修を行い、人権問題に対する意識を高めるとともに理解を深める。 <事業計画> ①継続 階層ごとの職員を対象とした人権問題の解決を目指した行動に結び付くカリキュラムを採り入れた研修を行う。 特に、次世代を担う若手職員については、人権研修を集中的に実施し、育成強化に努めるとともに、組織の中核を担う管理監督職員については、指導育成力を強化する研修を実施する。 また、人権文化の構築に向けて、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修や職員の視野を広げる人的ネットワークを作る機会の提供を行う研修を実施する。 [局区等研修の充実] <事業目的> 局区等に人権研修の充実のための助言・指導等を行う。 <事業計画> ①継続 局区等における人権研修の充実を図るため、研修の企画、実施等に関する相談、助言や研修資料の提供を行う。 また、人権文化の構築に関する理解を深めるため、5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施する。 [研修教材や研修資料の充実] <事業目的> 人権に関する資料等の更なる充実を目指す。 <事業計画> ①継続 研修ビデオや研修資料の収集、提供に努め、庁内イントラネットのホームページにおいて、広く職員に対して情報提供を行う。	行財政局 人材活性化推進室	④

総合企画局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	国際文化市民交流促進サポート事業	＜事業目的＞ 市民主体の国際交流と外国籍市民等の社会参加を促進し、世界とつながるまち・京都、多文化が息づくまち・京都の実現を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 市内で暮らす外国籍もしくは外国にルーツを持つ市民に事業に登録していただき、市内の様々な団体の催しに登録者を派遣する。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する。より多くの市民に事業を利用していただくため、随時サポート事業登録希望者が応募できる仕組みを整備し、登録者数を増やしていく方法を検討する。	総合企画局 国際化推進室	①
2	テレビ広報の一部への字幕挿入	＜事業目的＞ 聴覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 聴覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、テレビ広報番組の一部の市政ニュースコーナーに字幕を挿入する。	総合企画局 市長公室（広報担当）	②
3	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開	＜事業目的＞ すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、各種広報媒体を活用した啓発活動を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 人権文化の構築に向け、市民しんぶんやテレビ・ラジオの市政番組等を活用し、市民に情報提供を行う。 【予定】 ○市民しんぶん記事 ・5月1日号「5月は憲法月間」、 8月1日号「8月は人権強調月間」、 12月1日号「12月は人権月間」 ・毎号、「心のカギ」コーナーで人権に関する情報を掲載（寄稿文、人権'ほっと'写真の入賞作品の紹介など） ・その他、人権啓発イベント等を随時掲載 ○テレビ番組 ・「京のまち」特集 ・「京のまち」のインフォメーションで関連イベント紹介 ○ラジオ番組 ・「ちょこっと情報☆きょうと」、「KYOTO CITY PUBLIC LINE」で関連イベント紹介 ・「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 ・「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送 ○電光掲示板（市役所前、京都駅前、ゼスト御池）、庁舎内テレビモニター 人権標語を随時発信	総合企画局 市長公室（広報担当）	①
4	市民しんぶん点字版、CD（テイジー）版	＜事業目的＞ 視覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、市民しんぶん点字版・文字拡大版・テープ版・CD（テイジー）版を発行する。 【予定】発行部数（毎月） 点字版 … 250部（全市版）、300部（区版） 拡大版 … 415部（全市版）、450部（区版） テープ版… 280セット（全市版）、290セット（区版） CD版 … 120枚（全市版）、130部（区版）	総合企画局 市長公室（広報担当）	②
5	インターネットによる情報の発信	＜事業目的＞ すべての市民が共に生きる社会の構築を目指す。 ＜事業計画＞ ①継続 京都市ホームページ「京都市情報館」について、より一層見やすく、情報を得やすいサイトとなるよう改善を図るとともに、視覚に障害のある方や外国籍の市民等、市政に関する情報の入手が困難な方に対し、インターネットによる英語・ハングル・中国語の市政情報の発信、ホームページのアクセシビリティ推進等を行う。	総合企画局 市長公室（広報担当）	②

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
6	広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開（憲法月間・人権月間等における啓発活動）	<事業目的> 人権尊重の機運を高める契機とするため、5月の憲法月間や12月の人権月間等において、市民しんぶん等において集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 <事業計画> ①継続 広報媒体を活用した集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 【予定】 ○市民しんぶん 5月1日号、8月1日号、12月1日号で、人権特集 ○ラジオ番組 「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送	総合企画局 市長公室（広報担当）	①
7	外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業	<事業目的> 外国籍市民等が、行政窓口で日本語による意思疎通が図れない場合や、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が電話で通訳・相談を行う。 <事業計画> ①継続 行政機関及び外国籍市民に対する事業の周知を徹底し、サービスの利用を促進する。 平成23年度から、利用者にとっての利便性を高めるため、対応時間を9：00～17：00に延長した。更に多くの人に利用していただくため、広報活動に努める。	総合企画局 国際化推進室	②
8	小・中学生社会見学受け入れ事業（国際交流協会）	<事業目的> 小中学校の社会見学授業として、国際交流会館の機能紹介や外国人を取り巻く状況説明、事業概要説明などの後、現場で働くスタッフやボランティア活動の見学、留学生の出身国文化紹介などを行う。 <事業計画> ①継続 より多くの児童・生徒に参加してもらえるように学校に対して広報宣伝を行い、事業を実施する。	総合企画局 国際化推進室	①
9	京都市多文化施策懇話会（平成21年度までは京都市外国籍市民施策懇話会）の開催	<事業目的> 外国籍市民等の市政への参加を推進し、多文化共生を構築するための取組等について意見を求める。 <事業計画> ①継続 今年度に引き続き「多文化施策懇話会」の会議を開催する（来年度は4回を予定）。多様な国籍や文化的背景をもつすべての市民の地域協働について議論を進めていただき、本市の多文化共生施策についての意見を求めてゆく。	総合企画局 国際化推進室	④
10	医療通訳派遣事業	<事業目的> 日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができる社会を目指す。 <事業計画> ①継続 日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことが出来るよう、医療機関に医療通訳者を派遣する。	総合企画局 国際化推進室	②
11	FM CO.CO.LOによる生活、イベント情報の提供	<事業目的> 外国籍市民及び短期滞在外国人等に、本市の生活情報やイベント開催情報等の提供を行う。 <事業計画> ①継続 多言語FM放送局「FM CO・CO・LO」に本市行政情報提供番組を設け、外国籍市民及び短期滞在外国人等に、毎週水曜と金曜に、英語及び中国語により本市の生活情報やイベント開催情報の提供を行う。また、災害等緊急に放送の必要が生じた場合に、災害情報の放送を要請する。	総合企画局 国際化推進室	③
12	啓発物品の作成及び配付	<事業目的> 啓発物品（ポケット・ティッシュ）を作成・配布し、外国籍市民との共生を訴えかける。 <事業計画> ①継続 他の人権問題を扱う行政機関が啓発活動を行う機会に合わせて実施し、総合的な啓発活動を行うことにより市民啓発の効果があがるようにする。	総合企画局 国際化推進室	①
13	連続フォーラム「チョゴリときもの」（国際交流協会）	<事業目的> 日本社会における在住韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深める。 <事業計画> ①継続 日本社会における在住韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解をより多くの市民等に深めていただくことを目指す。 実施予定日：平成25年2月	総合企画局 国際化推進室	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
14	国際交流会館オープンデー（国際交流協会）	<事業目的> すべての市民が気軽に利用できる場としての「国際交流会館」を紹介するとともに、外国人による文化の紹介などを通して市民レベルでの国際交流を推進する。 <事業計画> ①継続 【開催予定】 世界の食の紹介やフリーマーケットなど市民が気軽に参加できるような企画内容を検討している。それらの企画を通して、外国人住民も身近な生活者であることを気づいてもらうように工夫する。 実施予定日：平成24年11月3日	総合企画局 国際化推進室	①
15	国際理解プログラム「PICNIK」（国際交流協会）	<事業目的> 京都市内の小・中学校が実施する国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する。 <事業計画> ①継続 広報用パンフレットを市内小中学校に送付して当事業の利用を促す。	総合企画局 国際化推進室	①
16	世界の絵本展（国際交流協会）	<事業目的> 絵本を実際に手に取ることによって、広く異文化に親しむ機会を提供する。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、広く異文化に親しむ機会を提供することを目的に、さまざまな絵本を紹介していく。 実施予定日：平成24年8月 テーマ：未定	総合企画局 国際化推進室	①
17	外国人のための住宅ネットワーク事業（国際交流協会）	<事業目的> 外国籍市民に対する住宅情報のホームページ上での提供や、留学生をはじめ外国人を受け入れる家主の開拓を行う交流会の開催など、外国籍市民にとって安定した住居環境づくりを行う。 <事業計画> ①継続 「HOUSE Navi」の利用者は増加しているが、引き続きの利用を促進し、登録物件を増やしていくことを目標として実施していく。 また、住宅フェアの物件揭示期間や揭示場所を検討して引き続き開催する。留学生の住宅に関する不安を少しでも解消し、また入居可能物件を増やすために家主をはじめ関係者との連携を密にしていく。	総合企画局 国際化推進室	③
18	留学生のための就職ガイダンス&ジョブフェア（国際交流協会）	<事業目的> 日本での就職を目指す留学生に対し、就職活動に関する情報の提供や採用担当者との面接会を実施する。 <事業計画> ①継続 参加企業の募集を広げ、中小企業のニーズをつなげる工夫をする。参加者への情報提供の充実を図る。 実施予定日：平成24年12月	総合企画局 国際化推進室	③
19	京都市生活ガイドの配布（国際交流協会）	<事業目的> 京都市国際交流会館での配布、及び行政機関や大学等関係機関を通じて従来どおり冊子配布を行う。また、海外から新たに來られる方や冊子の入手が困難な方を対象に平成21年度に作成したWEB版を紹介する。 <事業計画> ①継続 より使いやすい冊子となるように検討し、英語、中国語、ハングル版、スペイン語の4言語について発行する。 発行予定部数：英語4,000部、中国語4,000部、韓国・朝鮮語版：2,000部、スペイン語：500部	総合企画局 国際化推進室	③
20	外国人のための各種相談事業（国際交流協会）	<事業目的> 外国人の日常生活上の疑問や困りごとの解消を図る。 <事業計画> ①継続 外国人からの相談に常時応じるほか、定期的に弁護士、行政書士等各専門家による相談会を実施することで、専門家からのアドバイスを相談者の問題解決に直接つなげる。各相談事業をリンクさせたものにする事で、相談者の問題解決に役立つ相談事業としていくことを目指す。	総合企画局 国際化推進室	③
21	国際化に関するボランティア活動育成事業（国際交流協会）	<事業目的> ボランティアの組織化及び活動の充実を図る。 <事業計画> ①継続 ボランティア同士の意見交換や情報の共有のために「ボランティアコミュニティサイト」をより活発に利用するように進める。 協会のボランティアの理念の一つでもある「外国籍市民に対するサポートを実践すること」をより広げるためにボランティア人材の育成を図ることにより、地域の中で多様な文化・言語背景を持つ人々が共生できる社会づくりを進める。	総合企画局 国際化推進室	①

文化市民局

	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 「若者しゃべり場」事業を活用した「HIV・性感染症検査及び予防啓発事業」(北青少年活動センターと北保健センターが連携)	<事業目的> 若者がHIV・性感染症等について学び、自発的に感染症予防行動がとれることを目指す。 <事業計画> 京都市北青少年活動センターにおいて、HIV・性感染症に関する意見交換会や、健康教育などのプログラム等を長期的な視点を持ちながら実施していく。 また、若者が自分自身の身体について考えたり、同世代に向けて情報を発信する取組をサポートする。	文化市民局 勤労福祉青少年課 【(財)京都市ユースサービス協会】	①
2	【新規】 人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」、企業向け人権情報誌「ベーシック」の点字版の作成	<事業目的> 人権の尊重される社会を目指し、視覚に障害がある方に対しても、情報発信する。 <事業計画> 人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」及び企業向け人権情報誌「ベーシック」の点字版を作成し、各区役所・支所、市立図書館及び京都ライトハウス等へ配布する。	文化市民局 人権文化推進課	①
3	スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動	<事業目的> 特に青年層や子どもたちに対する人権啓発を行う。 <事業計画> ①継続 京都サンガF.C.の公式戦に小学生を招待し、児童と共に啓発物品の配布や人権啓発標語が入った横断幕を提示しながらピッチを行進する。	文化市民局 人権文化推進課	①
4	「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革	<事業目的> 平成21年3月に提出された「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書」に基づき、適正な人権施策に取り組む。 <事業計画> ①継続 引き続き、改革、見直しに着手した事業を着実に実施していく。 (1)自立促進援助金制度の見直しについて ・奨学金の返還を求めるべき借受者について、引き続き丁寧な説明を行い、返還又は免除のための手続を進めていく。 ・資力があるにもかかわらず、正当な理由なく返還に応じない借受者に対しては、訴えを提起していく。 ・「京都市奨学金等返還事務監視委員会」の開催 (3)改良住宅の管理・運営及び建替えについて ・既存の改良住宅について、公営住宅も含め、京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、適切な維持管理や改善事業を進め、長期有効活用を図る。 (4)崇仁地区における環境改善について ・「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、着実に住宅地区改良事業等を進める。 (5)市立浴場等の地区施設について ・市立浴場については、引き続き、嘱託化の推進などの運営経費の削減や、更なる効率化について取り組む。 ・旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き、全市民的な観点から転用を検討する。 (6)市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について ・憲法月間である5月と人権月間である12月に、人権情報誌を合併して発行	文化市民局 人権文化推進課	④
5	真のワーク・ライフ・バランスの推進	<事業目的> 従来の、「仕事と生活の調和」といった意味でのワーク・ライフ・バランスに加えて、「地域社会への貢献」や「健康で文化的な生活の実現」をも含めた真のワーク・ライフ・バランスを推進する。 <事業計画> ①継続 真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で検討し、市民ひとりひとりが仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。また、「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画(仮称)に掲げる施策の取組として、市民や企業への啓発を行うとともに、企業における環境整備の促進のため、育児・介護と仕事の両立支援、長時間労働の解消や年次有給休暇取得の促進等働き方の見直しに取り組む中小企業を支援する補助制度を新設する。	文化市民局 男女共同参画推進課	①
6	第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の策定	<事業目的> 「きょうと男女共同推進プラン」に基づいた事業に取り組むことで、男女共同参画社会の実現を目指す。 <事業計画> ①継続 「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき事業を計画的に実施する。	文化市民局 男女共同参画推進課	④

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
7	男女共同参画センター「ウィングス京都」	＜事業目的＞ 男女共同参画推進社会を目指すための拠点施設とする。 ＜事業計画＞ ①継続 男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した「情報提供事業」、「学習・研修事業」、「健康増進事業」、「相談事業」、「調査・研究事業」、「交流促進事業」を積極的に展開する。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①③④
8	男女共同参画講座ウィングスセミナー	＜事業目的＞ 男女共同参画の視点に立ち、市民が男女共同参画についての基礎知識を学習できることを目指す。 ＜事業計画＞ ①継続 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において男女共同参画の視点に立ち、身近なテーマを取り扱った学習機会を提供する。また、市民が男女共同参画についての基礎知識を学習できるよう、出前講座も積極的に行う。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
9	民間緊急一時保護施設補助金	＜事業目的＞ 民間団体等との連携を深め、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援体制をより充実する。 ＜事業計画＞ ①継続 引き続き補助を行うとともに、情報交換等を通じて、民間団体との連携強化に一層努める。	文化市民局 男女共同参画 推進課	③
10	DV被害者支援インストラクター養成事業	＜事業目的＞ DV被害者支援インストラクターの養成を行うとともに、インストラクターの自主的な支援活動を促進させ、DV被害者及び同伴する被害者の子どもの心理的なケア、その他自立に向けた支援を京都市DV相談支援センター等と連携し、社会全体で支援していくことを目的とする。 ＜事業計画＞ ①継続 【内容】 DV被害者サポーター養成講座・DV被害者支援びらびインストラクター養成講座・企画委員会の設置	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
11	DV対策事業	＜事業目的＞ DV被害者の支援を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 ＜京都市DV相談支援センターの運営＞ 自立支援を中心とした被害者の支援の充実を図る。 ＜府市合同によるネットワーク京都会議の開催＞ 3つの実務者会議と個別ケース検討会議の開催により事案に即した具体的な支援策を協議する。 ＜配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業＞ 市センターからの依頼に基づき、民間シェルターや母子生活支援施設がDV被害者の緊急時における安全確保を行った場合に、運営団体に対し措置費を支給。 ＜市営住宅優先入居＞ 平成24年1月からDV被害者向けの市営住宅への優先入居を実施。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
12	ドメスティック・バイオレンスに関するシンポジウム等の開催	＜事業目的＞ DVに関する情報を発信し、市民へのより一層の啓発を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 シンポジウムを開催 日時：11月中旬頃 場所：ウィングス京都 京都タワーのパープルライトアップ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、府市合同でパープルリボンキャンペーンを実施する。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
13	啓発情報誌の発行	＜事業目的＞ 市民へ情報誌を発行することで、男女共同参画についての啓発を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 男女共同参画についての啓発情報誌として「男女共同参画通信」を発行する。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
14	市民・事業者への周知広報	＜事業目的＞ 市民へ京都市男女共同参画推進条例の趣旨を周知することで、男女共同参画社会の実現を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 リーフレット等啓発誌、市民しんぶんやホームページなどの様々な広報手段を通じて京都市男女共同参画推進条例の趣旨の周知を図る。また学校や地域、企業等へ職員の講師派遣を行う。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
15	企業等顕彰制度	<事業目的> 企業等への働きかけを行い、登録制度、アドバイザー派遣制度及び情報交換会を通じて、「女性の能力の積極的な活用」や「仕事と家庭生活の両立支援」等の職場における男女共同参画の推進に係る取組の促進を図る。 <事業計画> ①継続 男女共同参画に率先して取り組む企業等を「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者として登録し、その取組内容をPRするなどの支援を行う。特に意欲的な取組を推進している登録事業者に対し、市長表彰を行う。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
16	男女共同参画苦情等処理制度	<事業目的> 男女共同参画に関する苦情や要望を聴取し調査することで、よりよい男女共同参画社会を目指す。 <事業計画> ①継続 性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等に対し、弁護士等専門知識を有する苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じて、当該関係者に対し助言・是正の要望等を行う。 制度の活用を図るため、広報活動を強化し、制度周知に一層努める。	文化市民局 男女共同参画 推進課	③
17	市の審議会等における女性委員の登用の推進	<事業目的> 男女がともにあらゆる分野での政策・方針等の意思決定過程に参画できる社会の実現を目指す。 <事業計画> ①継続 「女性委員の登用率が35%を超える審議会等の割合を50%に引き上げる」ことを目標とし、登用計画達成に向けた事前協議の徹底や人材情報の提供等を通じて、引き続き女性委員の登用促進を図る。	文化市民局 男女共同参画 推進課	④
18	東山アートスペース	<事業目的> 東山青少年活動センターにおいて、知的障害のある青少年の創造・創作活動を支援する。 <事業計画> ①継続 ・東山アートスペース 体験プログラム：5/15、日曜（10:30～12:30） Aコース：6/17～3/3（9回）、日曜（13:30～16:00） Bコース：6/26～2/19（9回）、日曜（13:30～16:00） 開催数：19回 定 員：30名 ・イベント 事業名：①作品展「コノトキ」 ②おでかけ写真展 ③夏のイベント（内容未定） ④春のイベント（内容未定） 実施日：①4/1～4/16 ②4/9～4/16 ③8/21 ④3/18	文化市民局 勤労福祉青少年課	①
19	外国籍市民との交流事業の推進	<事業目的> 青少年ボランティアによる日本語を母語としない人たちへの日本語学習支援と交流を図る。 <事業計画> ①継続 ○にほんご教室（通年） ○外国にルーツをもつ子どもたちのための交流会（3回） ○異文化交流サラバウルProject（通年） ○健康フィエスタ（1回） 多言語進路ガイダンスについては、京都市教育委員会が別途実施することになったため終了する。	文化市民局 勤労福祉青少年課	①
20	若者の性と生について考える連続講座「大切なあなた大切なわたし」	<事業目的> 学生年代から性に関する正しい知識を持つこととともに、受講生が同年代の若者をサポート（ピアサポート）ができるようなスキルを身につけることを目的とする。 <事業計画> ①継続 テーマ設定と内容を含めて検討中。	文化市民局 勤労福祉青少年課	①
21	レンアイリョク向上委員会エイズデー企画	<事業目的> エイズの予防を啓発する。 <事業計画> ①継続 ポスターの掲示、グッズの配布、相談活動を実施予定。	文化市民局 勤労福祉青少年課	①

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
22	表現活動へのお誘い～ からだではなそう～	<事業目的> 障がいのある青少年の余暇活動の充実を目的とする。 <事業計画> ①継続 前期／5月～9月（5回×2コース）、土曜（13:30～15:30） 後期／11月～3月（5回×2コース）、土曜（13:30～15:30） 開催数：20回 定 員：36名	文化市民局 勤労福祉青少年課	①
23	市民活動総合センター の管理・運営	<事業目的> NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定の分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図る。 <事業計画> ①継続 公益的な市民の活動を支援するため、市民活動団体等に活動の場を提供する。	文化市民局 地域づくり推進課	①
24	犯罪被害者支援策の推進	<事業目的> 犯罪被害者を社会全体でしっかりと支え、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を築くことを目的とする。 <事業計画> ①継続 平成23年4月1日に施行した「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、（公社）京都犯罪被害者支援センター内に設置した総合相談窓口を拠点として、犯罪被害者が受けた被害の回復及び軽減のため、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行う。 また、犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、被害者が置かれた状況や市民の役割などに関する啓発事業や教育活動の企画・実施、民間支援団体の活動促進のための広報、養成・研修などを行う。	文化市民局 くらし安全推進課	③
25	無料法律相談事業の実施	<事業目的> 弁護士が専門的な立場から相談に応じることで、問題解決の一助とする。 <事業計画> ①継続 人権問題など日常生活の中で起こるあらゆる法律問題に関して、弁護士が専門的な立場から相談に応じる無料法律相談を実施する。 消費生活総合センターでは毎週月・火・木・金曜日の午後1時15分～午後3時45分及び毎月第2・第4水曜日の午後6時～午後8時に実施する。 また、区役所・支所においても毎週水曜日に実施する。	文化市民局 消費生活総合センター	③
26	人権擁護委員による特設相談の実施	<事業目的> 行政上の人権相談・救済の柱である法務省・人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知し、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供する。 <事業計画> ①継続 京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談の会場を提供する。 【実績】日時：毎月原則第4木曜日の13時から16時 場所：京都市消費生活総合センター	文化市民局 人権文化推進課	③
27	人権啓発サポート制度	<事業目的> 人権文化推進課が窓口となり、庁内の各人権課題を担当する所属等と緊密な連携を図ることにより、市民や企業等の自主的な人権研修等の取組をサポートする。 <事業計画> ①継続 市民や企業等が人権に関する研修や学習会を行う際に、研修の相談、講師の派遣や啓発ビデオ・DVDの貸出、資料の提供等を行う。	文化市民局 人権文化推進課	④
28	人権の花運動	<事業目的> 次代を担う子どもたちが相互に協力しあって花を栽培することにより、子どもの情操をより豊かにし、子どもに命の大切さや相手への思いやりというような人権思想に対する理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらう。 <事業計画> ①継続 市内保育園、幼稚園など小学校などに球根などを配布し、子どもに花を栽培してもらう。	文化市民局 人権文化推進課	①
29	京都市人権相談レポートの発行	<事業目的> 「人権文化の息づくまち・京都」の実現を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化推進計画に基づき、様々な取組を実施しており、その発信を行うため発行する。具体的には、人権文化推進計画に関し、毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部を紹介するとともに、「困ったとき、まずはご相談を」として本市内の相談窓口を「女性（男女共同参画）」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「外国人・外国籍市民」「感染者患者等」「ホームレス」「市民生活」「人権一般」のジャンル別に掲載する。	文化市民局 人権文化推進課	③

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
30	「京都市人権相談マップ」の発行	<事業目的> 市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図る。 <事業計画> ①継続 京都市人権文化推進計画に基づく取組として、相談・救済に関する機関や制度をまとめて発行する。 平成24年7月頃刊行（予定）	文化市民局 人権文化推進課	③
31	世界人権問題研究センター「人権大学講座」	<事業目的> 人権に関する講座を開講することで、多くの方に人権の大切さを啓発する。 <事業計画> ①継続 世界的な広い視野に立ち、総合的に人権問題を研究することを目的に設立された世界人権問題研究センターにおいて、より一層人権が尊重される社会の実現を目指して開講する。	文化市民局 人権文化推進課	①
32	世界人権問題研究センター「講座・人権ゆかりの地をたずねて」	<事業目的> 人権に関する講座を開講することで、多くの方に人権の大切さを啓発する。 <事業計画> ①継続 人権という新しい視点で京都の観光地、寺社等を取りあげる。	文化市民局 人権文化推進課	①
33	京都人権啓発行政連絡協議会への参画	<事業目的> 京都府内の国の機関と京都府・京都市が連携して人権啓発を行うため。 <事業計画> ①継続 京都人権啓発行政連絡協議会主催で、京都府内の企業（30人以上の企業）を対象として人権問題をテーマとした人権研修会を開催する。また、企業内人権啓発推進員の設置を促す啓発文書を送付する。	文化市民局 人権文化推進課	①
34	京都弁護士会との連携及び支援（「憲法と人権を考える集い」）	<事業目的> 京都弁護士会が開催する「憲法と人権を考える集い」を共催することで、より多くの市民の方へ啓発を促す。 <事業計画> ①継続 京都弁護士会が京都府民を対象に実施する様々な人権問題をテーマとした講演会「憲法と人権を考える集い」を共催し、負担金を交付する。	文化市民局 人権文化推進課	①
35	京都市人権相談・救済ネットワーク	<事業目的> ア 人権に関わる相談に関する情報の共有と円滑な取次 ネットワークにおける他の相談機関の情報を共有し、相談事項の一部又は全部について、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。 イ 人権救済に関する情報の共有と円滑な取次 法務局の人権侵犯事件調査、人権擁護委員協議会の取組についての情報を共有し、事案によって、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。 <事業計画> ①継続 「人権相談・救済」に係る具体的な取組として、人権に関わる相談・人権救済に関する情報の共有と円滑な取次のため、相談機関相互の連携や情報交換、相談窓口の広報を実施していく。	文化市民局 人権文化推進課	④
36	京都人権擁護委員協議会との連携及び支援（人権擁護思想普及啓発活動）	<事業目的> 京都市域に属する人権擁護委員で組織される京都人権擁護委員協議会に対する支援を行う。 <事業計画> ①継続 人権擁護思想の普及高揚を目的として実施する活動に補助金を交付する。	文化市民局 人権文化推進課	①
37	人権に関する意識調査の実施	<事業目的> 市民の人権に関する意識調査を実施することにより、今後の人権施策の参考とする。 <事業計画> ③休止 ※ 平成22年3月に改訂した人権文化推進計画に基づく事業の実施結果を踏まえる必要があるため、平成24年度は取組なし	文化市民局 人権文化推進課	④

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
38	京都市人権文化推進懇話会の運営	<事業目的> 人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求める京都市人権文化推進懇話会を設置・運営する。 <事業計画> ①継続 人権文化推進計画の改定に向けての充実を図る。	文化市民局 人権文化推進課	④
39	人権文化推進会議による庁内の連携充実	<事業目的> 本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。 <事業計画> ①継続 連携の充実に努める。	文化市民局 人権文化推進課	④
40	奨学金返還事務等	<事業目的> 「同和行政終結後の行政の在り方検討委員会」からの指摘を着実に推進するとともに、適切な債権管理を図る。 <事業計画> ①継続 制度見直しの経過を踏まえ、免除制度等について丁寧な説明を行い、返還手続や納入の相談に応じるなど、十分に説明責任を果たすとともに、実態に応じた誠意ある対応に努める。 滞納者（所在不明者を含め平成24年1月末日現在57人）については、返還に応じていただけるよう、督促状の指定期限後約1年間をかけて3回又は4回の催告を行うなどの取組を進める。 それでもなお、正当な理由なく返還に応じない場合は、他の借受者との公平性を確保する観点から、滞納金額が50万円以上の者（ただし、当面の間は、そのうち特に滞納額が多い100万円以上の者）を裁判手続の対象とする。 また、監理委員会を6月、11月に開催し、取組状況等を報告する。	文化市民局 人権文化推進課	②
41	「四字熟語人権マンガ」の募集	<事業目的> 難しいイメージのある「人権」を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現することにより、市民に人権について考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 広く周知を図り、応募数の増加に努める。	文化市民局 人権文化推進課	①
42	ヒューマンステージ・イン・キョウトの開催	<事業目的> 「人権問題」は、一般的に堅く近寄り難いイメージでとらえられていることが多いため、音楽やトークなどを活用することにより、市民に感性面から人権の大切さを伝えることを目的に開催する。 <事業計画> ①継続 適切な内容とするとともに、広く周知を図り、参加者の増加に努める。	文化市民局 人権文化推進課	①
43	人権ワークショップの実施	<事業目的> 市民に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成する。 <事業計画> ①継続 適切な内容とするとともに、広く周知を図り、参加者の増加に努める。	文化市民局 人権文化推進課	①
44	人権“ほっと”写真（フォト）の公募	<事業目的> 市民に人権について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信するものとして、人権の大切さが感じられる心温まる写真を公募する。 <事業計画> ①継続 広く周知を図り、応募数の増加に努める。	文化市民局 人権文化推進課	①
45	柳原銀行記念資料館常設展、特別展の開催	<事業目的> 旧柳原銀行の建物を復元した建物内に展示室を設け、被差別部落の歴史・文化等の資料の展示を通して、広く市民に対し同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の普及・高揚を図る。 <事業計画> ①継続 常設展のほか特別展及び企画展を開催するとともに、研修の受入れ等を実施し、広く市民に対し、様々な人権問題や人権擁護について啓発を行う。	文化市民局 人権文化推進課	①

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
46	ツラッティ千本常設展、特別講演会の開催	<事業目的> ツラッティ千本（資料展示施設）において、千本地域を中心とした部落の歴史・生活等に関する資料を収集・保存・展示を通して、広く市民に対し同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しい理解と人権意識の湯級・高揚を図る。 <事業計画> ①継続 常設展のほか特別展及び企画展を開催するとともに、研修の受入れ等を実施し、広く市民に対し、様々な人権問題や人権擁護について啓発を行う。	文化市民局 人権文化推進課	①
47	人権情報誌の発行	<事業目的> 「人権文化の息づくまち・京都」を目指し、市民の人権問題に対する関心を高めるとともに、自主的な学習に資することを目的として人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」を発行する。 <事業計画> ①継続 人権に対する堅いイメージを取り除き、身近な人権問題に「気付き」、「学ぶ」きっかけとなるよう、写真、イラスト等を活用しながら、分かりやすく、読みやすい冊子を基本に構成する。 平成24年度からは、より効果的・効率的に人権に関する情報を発信するため、各区役所・支所及び各人権課題所管課で啓発事業が多く行われる月間（5月：憲法月間、8月：人権強調月間、12月：人権月間）に発行する。 【実施予定】 8月に、単独号を10,000部発行 5月、12月に、ベーシックとの合併号を約20,000部発行	文化市民局 人権文化推進課	①
48	人権強調月間街頭啓発、人権月間パレード及び街頭啓発	<事業目的> 人権尊重の機運を高めるため街頭啓発事業を実施する。 <事業計画> ①継続 人権強調月間及び人権月間に街頭啓発を行う。 【実施予定】 人権強調月間街頭啓発 8月上旬 人権週間街頭啓発 12月上旬	文化市民局 人権文化推進課	①
49	啓発物品の作成及び配布	<事業目的> 街頭啓発や講演会会場等において啓発物品を配布することにより、人権問題について正しい理解と人権意識の普及・高揚を図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に当たり、人権擁護思想の普及・高揚を図るため、啓発物品として人権標語等を掲載したメモ帳を作成し、街頭啓発や講演会会場等において配布するとともに、人権月間には、四字熟語人権マンガ入選作品を掲載した卓上カレンダーを作成し、配布する。 【実施予定】 メモ帳作成冊数 50,000冊 カレンダー作成部数 18,000部	文化市民局 人権文化推進課 各区役所 まちづくり推進課	①
50	憲法月間・人権月間ポスター作成	<事業目的> 啓発ポスターを市政広報番頭に掲示することにより、人権擁護思想の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に当たり、啓発ポスターを作成し、市政広報板等に掲示する。 【実施予定】 憲法月間 ポスター作成部数 12,930枚 人権月間 ポスター作成部数 12,930枚	文化市民局 人権文化推進課	①
51	人権学習教材の配布	<事業目的> 市民の学習教材となるよう、人権啓発冊子等を配布する。 <事業計画> ①継続 人権研修会等において、国等関係機関が作成する人権啓発冊子等雑誌を配布する。	文化市民局 人権文化推進課	①
52	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	<事業目的> だれもが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える。 <事業計画> ①継続 京都人権啓発推進会議（事務局:京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集し、応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用する。	文化市民局 人権文化推進課 教育委員会 学校指導課	①

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
53	人権啓発映画・ビデオの購入・貸出し	＜事業目的＞ 人権啓発ビデオを貸し出すことにより、各局・区等が行う人権啓発活動を支援する。 ＜事業計画＞ ①継続 人権問題に関する啓発ビデオ等を購入し、各局・区等の行う人権啓発活動の資材として貸出を行う。	文化市民局 人権文化推進課	①
54	啓発パネルの作成・貸出し	＜事業目的＞ 人権啓発パネルを貸し出すことにより、各局・区等が行う人権啓発活動を支援する。 ＜事業計画＞ ①継続 人権問題に関する啓発パネルを作成し、各局・区等の行う人権啓発活動の資材として貸出を行う。	文化市民局 人権文化推進課	①
55	人権啓発に係る資材及び講師に関する調査の実施	＜事業目的＞ 本市各課が保有する啓発資材や講師の情報をホームページに掲載することにより、各局・区及び市民の啓発活動を支援する。 ＜事業計画＞ ①継続 本市各課が保有する、人権啓発サポート制度に提供可能な啓発資材や講師の情報の相互活用を図るため、啓発資材や講師に関する情報を照会し、リストに取りまとめ、ホームページに掲載する。	文化市民局 人権文化推進課	①
56	人権啓発活動補助金の交付	＜事業目的＞ 市民が自主的に行う啓発活動に対し補助金を支給することにより、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させる。 ＜事業計画＞ ①継続 費用の2分の1の範囲内で150万円を上限として、補助金を交付する。補助金の交付件数が増加するよう更に制度の周知を図る。	文化市民局 人権文化推進課	①
57	京都人権啓発推進会議への参画	＜事業目的＞ 京都府内の自治体や人権擁護委員連合会その他の団体等が一体となって人権啓発を推進するために設置された京都人権啓発推進会議に参画し、府民を対象とする人権啓発事業を実施する。 ＜事業計画＞ ①継続 【実施予定】 ポスターコンクール、人権メッセージコンクール、人権啓発指導者養成研修会、人権強調月間啓発ポスター及びステッカーの掲出、人権強調月間街頭啓発、人権週間ポスターの掲出、人権週間街頭啓発	文化市民局 人権文化推進課	④
58	京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	＜事業目的＞ 京都府内の人権啓発の連携・調整を目的として設置された京都人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進する。 ＜事業計画＞ ①継続 【実施予定】 会議開催回数 4回	文化市民局 人権文化推進課	④
59	人権に関する情報の職員への提供	＜事業目的＞ すべての職員が人権問題について高い見識の下に、人権文化の構築に積極的に取り組めるよう支援する。 ＜事業計画＞ ①継続 人権問題に関する情報誌などを提供する。 【実施予定】 人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」及び企業向け人権情報誌「ベーシック」を各所属へ配布 あい・ゆー 5月（ベーシックとの合併号）、8月、12月（ベーシックとの合併号） ベーシック 5月（あい・ゆーとの合併号）、9月、12月（あい・ゆーとの合併号）	文化市民局 人権文化推進課	④
60	企業向け人権情報誌「ベーシック」の発行	＜事業目的＞ 企業に向けた人権啓発を行い、人権尊重の精神を基盤とした企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成にかかる企業の取組を支援する。 ＜事業計画＞ ①継続 時宜に即したテーマの選定等、企業における従業員や顧客等の人権を尊重する取組に役立つよう掲載内容等の工夫を図る。	文化市民局 人権文化推進課	①

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
61	インターネットによる人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」、企業向け人権情報誌「ベーシック」、企業向け人権啓発講座開催案内・講演録等の発信	＜事業目的＞ インターネットによる情報発信を行い、広く効果的な人権啓発に努める。 ＜事業計画＞ ①継続 人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」や企業向け人権情報誌「ベーシック」、企業向け人権啓発講座開催案内・講演録等をインターネットを活用して、情報発信を行い、広く効果的な人権啓発に努める。	文化市民局 人権文化推進課	①
62	企業に対する人権問題の解決に向けた取組の依頼	＜事業目的＞ 人権啓発文書を企業に提供することにより、企業内における人権啓発に関する取組の支援を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 啓発文書をベーシックに同封し、市内企業等に送付することにより、取組を促す。また、ベーシック等を活用して啓発を行うとともに、人権強調月間である8月等に、市庁舎正面玄関において啓発ポスターの掲示・パンフレットの配布などを実施し、更なる啓発の推進に努める。	文化市民局 人権文化推進課	①
63	企業向け人権啓発冊子の配布	＜事業目的＞ 企業向け人権啓発冊子を提供することにより、企業内における人権啓発に関する取組の支援を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 企業ニーズや時宜に即した資料の入手に努め、幅広い提供を図る。	文化市民局 人権文化推進課	①
64	企業向け人権啓発講座	＜事業目的＞ 企業向けに人権啓発講座を開催することにより、企業内における人権啓発に関する取組の支援を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 企業のニーズを捉え、最新の課題も採り上げながら、企業内における人権尊重の風土づくりに役立つ講座の開催に努める。	文化市民局 人権文化推進課	①

産業観光局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	インターネットを活用した情報の発信	<事業目的> インターネットにより広く情報を提供し、企業の取組の支援を図る。 <事業計画> ①継続 企業に対してCSR（企業等の社会的責任）に関する諸情報を提供する。	産業観光局 産業政策課	①
2	講座の開催	<事業目的> 企業が直面する人権課題を取り上げ講座を開催することで、企業の人権に関する取組の支援を図る。 <事業計画> ①継続 企業ニーズを捉え、最新の課題も採り上げながら、CSR（企業等の社会的責任）に関するテーマの講座を開催する。	産業観光局 産業政策課	①
3	ビデオ等の貸出（人権啓発サポート制度）	<事業目的> 人権に関するビデオを貸し出すことで、情報を提供し、企業の取組の支援を図る。 <事業計画> ①継続 CSR（企業等の社会的責任）に関するテーマの視聴覚教材の整備拡充などに努める。	産業観光局 産業政策課	①

保健福祉局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 障害者虐待防止対策事業	＜事業目的＞ 平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されることに伴い、虐待防止や早期発見のための協力体制づくりや虐待通報があった場合の対応手順の策定等を行い、円滑な法施行に向けた支援体制の構築に取り組むとともに、虐待防止や早期発見を促進するための周知・啓発を行う。 ＜事業計画＞ 1 協力体制づくり及び対応手順等の検討・策定 京都市障害者地域自立支援協議会において、虐待防止、早期発見、早期対応のための協力体制づくりや虐待通報があった場合の対応手順の策定等を行う。 2 支援体制の構築 通報時における事実確認、相談援助、処遇検討を障害者地域生活支援センターを含む関係機関と連携して行う。また、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害者の虐待に迅速かつ適切に対応できる支援体制を構築する。 3 周知・啓発 リーフレット等の作成により、養護者やサービス事業者、地域住民に対し、虐待に該当する行為や通報義務があること等を広く周知するための広報・啓発を行い、虐待防止や早期発見を促進する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
2	【新規】 京都市成年後見支援センターの設置・運営	＜事業目的＞ 今後、高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中で成年後見制度の需要はより一層高まることから、制度を必要とする方々の発見からその利用までの一貫した支援が行えるようする。 ＜事業計画＞ 高齢者の社会参加の促進や福祉の増進を図ることを目的に設置された長寿すこやかセンター内に、「京都市成年後見支援センター」を設置する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
3	【新規】 市民後見人の養成	＜事業目的＞ 今後、高齢者人口の増加による成年後見制度利用者の増加に伴い、不足することが見込まれる後見人を確保する。 ＜事業計画＞ 後見人の確保に資するとともに、専門職の後見人と比べて後見人報酬が低額であり費用負担が困難な市民の制度利用の促進につながることから、家庭裁判所や弁護士会、大学等の各関係団体の協力を得ながら、市民後見人の養成を行う。	保健福祉局 長寿福祉課	②
4	里親支援事業	＜事業目的＞ 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発を行ったり、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進など、里親に対する支援を総合的に推進する。 ＜事業計画＞ ①継続 里親経験者による講演会や、里親制度の説明会等の実施、制度に関するパンフレットの整備、公共の場でのPR活動。養育里親、専門里親研修の実施。 ②里親家庭への支援 里親家庭への訪問相談。相互交流の支援。家事養育支援。	保健福祉局 児童家庭課	①
5	HIV検査普及週間における検査・啓発体制の拡充	＜事業目的＞ HIVやエイズに関する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るために国が提唱している検査普及週間において、感染不安を持つ市民を対象に、HIV啓発体制を拡充する。 ＜事業計画＞ ①継続 23年度と同様、HIV検査の普及を図るため、感染不安を持つ市民を対象にウィングス京都において無料・匿名の夜間即日検査を6月に臨時で実施する。	保健福祉局 保健医療課	③
6	京都市高齢者虐待シエルター確保事業	＜事業目的＞ 虐待シエルター確保事業を実施し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。 ＜事業計画＞ ①継続 介護保険の要介護認定で要支援又は非該当（自立）と認定され、施設サービスを利用できない高齢者等が、一時的に虐待から逃れるための居室を確保を図る。	保健福祉局 長寿福祉課	②

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
7	障害者の就労支援対策	<事業目的> 障害のある方が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要であることから、「福祉」、「教育」、「産業」の融合を図り、総合的視点から障害のある方の就労支援を推進する。 <事業計画> ①継続 平成24年度は、2名の「障害者就労支援推進員」が、企業と福祉施設双方を対象とした研修会等を実施する。 また、「京都市障害者就労支援推進会議」及びその部会を開催し、関係機関・団体等と協働して、取組を進める。 さらに、障害のある方を対象に実施する京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、取組を継続しながら、一般就労のためのより効果的な手法の確立を図る。 加えて、障害者雇用に意欲のある企業を対象にアドバイザーの派遣や備品購入の費用を助成する制度を実施する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①④
8	児童相談所の体制強化	<事業目的> 平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行されて以降、子ども虐待防止専任班（子ども虐待防止アクティブチーム）の設置など、児童虐待の早期発見から対応後のフォローまで、一貫した取組を行うことができるよう、児童相談所の機能強化を進める。 <事業計画> ②改善 年々増加する児童虐待に係る相談・通告に対し迅速かつ適切な対応を行うため、児童相談所の体制強化を図る。 平成24年度当初の開設を目指し、南区及び伏見区（深草、醍醐を含む）を所管する児童福祉の拠点として、京都市第二児童福祉センターを伏見区に設置するとともに、本市の児童虐待対策等の一層の充実を図るため、同センターに京都市第二児童相談所を置く。	保健福祉局 児童家庭課	④
9	「HIV休日検査」の拡充	<事業目的> 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に無料・匿名で実施するHIV検査について、更なる受検機会の確保を図る。 <事業計画> ①継続 保健センターにおいて検査を実施すると共に下京保健センターにおいて夜間即日HIV検査を、京都工場保健会において休日（土曜日）即日HIV検査を実施する。	保健福祉局 保健医療課	②
10	子どもを共に育む京都市民憲章の推進	<事業目的> 平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」を普及啓発し、憲章の理念に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場において行動の輪を広げ、「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指す。 <事業計画> ①継続 「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指して、市民団体等の実践行動とも協調した市民との共汗の取組を進め、憲章の更なる普及促進を図るとともに、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（平成23年3月23日公布、4月1日施行）に基づき、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践行動が更に広がるよう推進していく。	保健福祉局 児童家庭課 教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
11	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業	<事業目的> 言葉や日常生活習慣の違いにより、保健福祉サービスの利用が困難な高齢又は障害のある外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。 <事業計画> ①継続 外国語によるコミュニケーションが可能な支援員による訪問・支援活動等を行う団体に助成金を交付する。	保健福祉局 長寿福祉課	③
12	みやこユニバーサルデザインの推進	<事業目的> ユニバーサルデザインの考え方を京都の生活文化に取り入れた、全ての人が暮らしやすい社会環境づくりを「みやこユニバーサルデザイン」位置付け、その推進を図る。 <事業計画> ①継続 ■審議会の開催 ■みやこユニバーサルデザイン賞の募集、表彰 ■ユニバーサル上映補助 ■映画館におけるユニバーサル上映の促進 ■UD消費者講座の実施 ■人にやさしいまちづくり（サービス・建築物）の促進及び情報提供事業 ■冊子「UDアイデア・ヒント集」の発行 ■みやこUD普及啓発 （アドバイザー派遣、既存イベントとの連携した周知活動、庁内普及啓発等）	保健福祉局 保健福祉総務課	①

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
13	ほほえみ広場の開催	＜事業目的＞ 障害のある市民もない市民も、すべての市民が日々の暮らしの中で、いきいきとした人生を築くことのできる社会を目指し、障害のある市民に対する正しい理解と認識を一段と深めるとともに、自立の促進と障害者福祉の増進を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 障害のあるひととないひとと共に交流できる催しである「ほほえみ広場」を開催することにより、障害の有無にかかわらない共生社会の実現を促進する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①
14	心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集	＜事業目的＞ 障害のある人とない人との相互理解を促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰する。また、応募のあった作品を、ふくふくフェスタで展示、紹介し、障害者問題の啓発を図る。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①
15	点訳、音訳、手話、要約筆記ボランティア養成	＜事業目的＞ 視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図り、もって障害者福祉の増進に寄与する。 ＜事業計画＞ ①継続 点訳・音訳奉仕員養成講座（共通、入門・初級・中級クラス） 手話奉仕員養成講座（「入門」、「基礎」） 要約筆記奉仕員養成講座（基礎課程及び応用課程） 手話入門体験講座	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
16	障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実	＜事業目的＞ 身体障害者の社会活動に必要な援助を行い、身体障害者の自立生活と社会参加を促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 身体障害者が社会に参加していくために生じる様々な問題に対し、障害者福祉関係をはじめ様々な団体及び関係機関の協力の下に、法律相談、結婚相談、住環境相談等の相談事業を行う。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
17	知的障害者専門相談事業	＜事業目的＞ 在宅の知的障害のある市民の、自主的な社会活動を育成・支援する。 ＜事業計画＞ ①継続 在宅の知的障害のある市民が抱える、法律や人権等に関わる専門的な相談に応じて、それぞれの分野の専門家が法的助言・相談等を行う。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
18	障害者相談員設置事業	＜事業目的＞ 身体・知的・精神の3障害対応の京都市障害者相談員制度について、積極的な地域相談活動の展開と市民周知を徹底する。 ＜事業計画＞ ①継続 身体・知的・精神の3障害対応の京都市障害者相談員制度について、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能を活かしつつ、障害者団体・家族団体や障害者地域自立支援協議会等との連携を図っていく。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
19	手話通訳者、要約筆記者の派遣	＜事業目的＞ 聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にする。 ＜事業計画＞ ①継続 手話通訳者・協力員及び要約筆記者を派遣し、意志伝達手段を確保する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
20	聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実	＜事業目的＞ ノーマライゼーションの理念を実現し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 身体に障害のある市民が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れ、また、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な施策を実施する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
21	補助犬啓発事業	＜事業目的＞ 視覚・聴覚・肢体に障害のある市民の日常生活を支援し、社会参加を促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 市民の理解を深め、同伴できる民間施設等の拡大を図るための啓発を行う。 また、補助犬に関する相談窓口を設置する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	① ②

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
22	身体障害者障害別体育大会の開催	＜事業目的＞ スポーツを通じて残存能力の維持向上を図り、障害者の自立支援と積極的な社会参加を促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 肢体、視覚、聴覚障害者ごとにスポーツ大会を実施する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
23	知的障害者スポーツ大会の開催	＜事業目的＞ 障害者スポーツの一層の発展を図ると共に社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加を推進する。 ＜事業計画＞ ①継続 知的障害者のフライングディスク大会を実施する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
24	全国車いす駅伝競走大会の開催	＜事業目的＞ 障害者の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深める。 ＜事業計画＞ ①継続 全国の身体障害者を対象とする車いす駅伝競走を開催する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
25	いきいきハウジングリフォーム事業	＜事業目的＞ 重度障害のある方が住み慣れた家での生活を暮らしやすく、また、介護する方の負担を軽くする。 ＜事業計画＞ ①継続 住宅改造や移動機器の設置に必要な費用の一部を助成する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
26	福祉ガイドマップの作成	＜事業目的＞ 障害者の社会参加の促進を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 「京都市ハンディマップ(平成23年3月改訂版)」を希望者に配付する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
27	京都市障害者雇用促進啓発事業	＜事業目的＞ 障害のある市民の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある市民に対する理解と認識を深め、障害のある市民の自立と社会参加を促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 障害者雇用促進月間について、「京都高齢・障害者雇用支援センター」と連携した取組を進める。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①
28	精神科救急医療システム	＜事業目的＞ 精神に障害がある市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための体制を確保する。 ＜事業計画＞ ①継続 休日・夜間において病状が急変した時に相談し、状況に応じた適切な医療を速やかに受けるための体制を確保する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
29	自動車運転免許取得助成	＜事業目的＞ 身体障害者の自立と社会参加を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 自動車運転免許(第1種普通免許)を取得する費用を助成する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
30	自動車改造費助成	＜事業目的＞ 身体障害者の自立と社会参加を促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 重度の身体障害者が自ら所有し運転する自動車を、障害状況に応じて改造する場合の費用を助成する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
31	重度障害者タクシー料金助成	<事業目的> 重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。 <事業計画> ①継続 重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成する。 1 対象者 次のいずれかに該当する障害のある方で、市バス・地下鉄の福祉乗車証の制度を利用していない方（福祉乗車証との選択制） （1）身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方 （2）療育手帳（A判定）の交付を受けている方 （3）精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方 2 助成額 1枚につき500円の助成（1,000円以上乗車の場合に限り2枚まで使用可能）で、月4枚年間48枚の利用券を交付する。	保健福祉局 障害保健福祉推進室	②
32	障害者情報バリアフリー化支援事業	<事業目的> 障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。 <事業計画> ①継続 障害のある人が障害のない人と同様にパソコン等の情報機器を利用できるための支援を行う。	保健福祉局 障害保健福祉推進室	②
33	市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	<事業目的> 社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある市民の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。 <事業計画> ①継続 身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人に対して、市バス・市営地下鉄運賃を無料にする福祉乗車証を交付する。	保健福祉局 障害保健福祉推進室	②
34	こころのふれあい交流サロンの運営	<事業目的> 精神に障害のある市民の地域交流や社交の場を確保するとともに、精神障害に関する地域啓発を推進する。 <事業計画> ①継続 精神に障害のある市民が地域で安心して過ごせる場や地域住民との交流を図れる場を確保するとともに、定期的にサロン担当者との懇談会を開催することで、各サロン同士の連携を深め、サロン運営の更なる充実を図る。	保健福祉局 障害保健福祉推進室	①
35	ホームレスの自立の支援等	<事業目的> 就労による自立意欲と能力を有するホームレスに対し、自立のための支援を強化する。 <事業計画> ①継続 ・「京都市自立支援センター」において、就労による自立意欲と能力を有するホームレスを対象に、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うなど、就労による自立支援を行う。 ・多重債務等法的な問題を抱えていることにより、自立が阻害されているホームレスの支援対策として、京都弁護士会の協力を得て、毎月1回、ホームレス無料法律相談事業を実施する。 ・ホームレスに対する長期的な支援や相談を実施することで、自立に向けた意欲が乏しい者に対し、自立に向けた意欲を喚起していく。	保健福祉局 地域福祉課	②
36	福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行	<事業目的> 福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行う。 <事業計画> ①継続 「京都市福祉ボランティアセンター」における情報システムを活用し情報誌を発行する。	保健福祉局 地域福祉課	②
37	ボランティアに関する各種講座の開催	<事業目的> 福祉ボランティアに係る人材を養成する。 <事業計画> ①継続 「京都市福祉ボランティアセンター」及び各区社会福祉協議会に設置している「区ボランティアセンター」において、福祉を中心としたボランティア活動の研修会・各種講座を開催する。	保健福祉局 地域福祉課	②
38	母子家庭等医療費支給事業	<事業目的> 母子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図る。 <事業計画> ②改善 母子家庭の児童とその母親等及び父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療保険の一部負担金に相当する額を支給する。 平成24年9月からは、訪問看護ステーションからの訪問看護について、新たに助成対象として実施する。	保健福祉局 地域福祉課	②

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
39	子ども医療費支給事業	<事業目的> 子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。 <事業計画> ②改善 通院については小学校就学前までの子どもに対し、入院については小学6年生までの子どもに対し、医療保険の一部負担金と、一定金額の患者負担との差額を支給している。 平成24年9月からは、通院について、対象年齢を小学校6年生までの子どもに拡充して実施する。また、訪問看護ステーションからの訪問看護について、新たに助成対象として実施する。	保健福祉局 地域福祉課	②
40	老人医療費支給事業	<事業目的> 高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図る。 <事業計画> ②改善 所得税非課税世帯に属する方又は、ねたきり・ひとり暮らし・老人世帯に該当する方（所得制限あり）に対し、医療保険の一部負担金と、一定金額の患者負担との差額を支給する。 平成24年9月からは、訪問看護ステーションからの訪問看護について、新たに助成対象として実施する。	保健福祉局 地域福祉課	②
41	重度心身障害者医療費支給事業	<事業目的> 重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図る。 <事業計画> ②改善 1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方等に対し、医療保険の一部負担金に相当する額を支給する。 平成24年9月からは、訪問看護ステーションからの訪問看護について、新たに助成対象として実施する。	保健福祉局 地域福祉課	②
42	重度障害老人健康管理費支給事業	<事業目的> 重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。 <事業計画> ①継続 重度心身障害者に対し、医療費の一部を支給する。	保健福祉局 保険年金課	②
43	「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布	<事業目的> 外国人に対して国民健康保険制度の周知を図る。 <事業計画> ①継続 外国人向けに解説した冊子（英語、中国語、ハングル、日本語併記）を作成し、市内の各大学、国際交流会館及び各区役所・支所で配布する。 2年に一度作成しており、23年度に作成しているため、今回は25年度に作成する予定である。	保健福祉局 保険年金課	②
44	子ども支援センターの運営	<事業目的> 「京都市未来こどもプラン」に掲げる市民・地域ぐるみで子育てを支えあう子育て支援の風土作りのための行政区レベルにおけるネットワークの拠点を構築する。 <事業計画> ①継続 子ども支援センターにおける相談受付件数が増加している状況を踏まえ、子どもと家庭に関する様々な相談に対し、子育て情報の提供から、相談室や家庭訪問、関係機関との連携による個別処遇まで、相談内容に応じ、より適切な対応を行えるよう取り組んでいく。	保健福祉局 児童家庭課	③
45	地域子育てステーションの設置	<事業目的> 新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」「京都市未来こどもプラン」の重点施策と位置付け、身近な地域における子育て支援に関わる相談・ネットワークの拠点として保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」として指定している。 <事業計画> ①継続 市内175箇所のステーションにおいて、引き続き子育て相談や子育て講座の開催、園庭開放及び育児に関する情報提供等の事業に取り組む。 また、事業担当者に対して、子育て支援等に関する研修を実施する。	保健福祉局 児童家庭課 保育課	③
46	京都子どもネットワーク連絡会議	<事業目的> 子どもと家庭に関わる行政機関、民間団体等が連携し、情報交換や様々な活動を行い、子どもの健全育成・子育て支援の取組を進めていく。 <事業計画> ①継続 全体会議1～2回 進捗管理部会1～2回 京都やんちゃフェスタ第2部作業部会 2回	保健福祉局 児童家庭課	④

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
47	児童虐待防止に係る広報啓発	＜事業目的＞ 児童虐待の早期発見及び通告義務について啓発する。 ＜事業計画＞ ②拡充 昨年度までの実績を踏まえ、ポスター掲示やチラシ配布場所の拡大を検討するなど、より効果的な市民啓発を行えるよう取り組んでいく。 また、近隣府県及び政令指定都市と共同でテレビCM、ラジオ放送、商業新聞等、様々な媒体を利用した広報啓発活動を行う。	保健福祉局 児童家庭課	①
48	児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する専門研修の実施	＜事業目的＞ 児童虐待防止等に関する活動を効果的に行う。 ＜事業計画＞ ①継続 関係機関職員等に対して、児童虐待の早期発見・早期対応等、児童相談所と一体となった援助活動を実施できるよう研修を実施していく。	保健福祉局 児童福祉センター	④
49	「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践	＜事業目的＞ 子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培う。 ＜事業計画＞ ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、少子化など保育所を取り巻く実態や地域のニーズなどを十分に把握したうえで、保育所ごとに策定する保育計画・指導計画によって、「保育の主体は子どもである」という視点に立って、子どもの自主性、意欲を喚起し、子ども自身が選択することを重視した保育、子ども一人一人の人格を尊重した保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
50	障害のある児童の保育の充実	＜事業目的＞ 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 ＜事業計画＞ ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
51	幅広い地域からの入所と交流	＜事業目的＞ 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 ＜事業計画＞ ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、幅広い地域からの入所を受け入れることにより、子どもが人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
52	男女の共生を進める保育の推進	＜事業目的＞ 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 ＜事業計画＞ ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、保育士等は、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう、配慮する保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
53	異文化を持つ人との共生を進める保育の推進	＜事業目的＞ 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 ＜事業計画＞ ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、保育士等は、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮する保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
54	地域の保護者・児童の自立の支援等	<事業目的> 家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについて、家庭との密接な連携のもとに、日常生活の基礎的事項について子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行う。 <事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもプラン」を基本とし、地域社会との交流や連携を図り、一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、援助を行っていく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
55	地域子育て支援事業の拡充	<事業目的> 保育所に蓄積されている専門的な子育てにかかわる知識や情報を地域に広げ、すべての子どもの育ちと親の子育て支援に取り組むため、新「京・子どもいきいきプラン」の重要施策である「子どもネットワーク」の地域レベルのネットワークとして事業を実施。 <事業計画> ①継続 昨年度実施した各保育所での子育て講座等の実績を踏まえ、出産後の子育て不安を抱く夫婦に様々な講座や体験教室を開くことにより、継続して子育ての不安の軽減を図っていく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
56	子育て学習会・子育て講演会の開催	<事業目的> 子育て学習会等を通して保護者や住民の育児力向上を図る。 <事業計画> ①継続 子どもの人権、児童虐待、障害のある子どもの保育など、人権に関わる問題について学習機会を提供する。昨年度の研修の実績を踏まえ、アンケートや参加人数により今後更に充実させるべく内容を吟味していく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
57	保護者会活動の支援	<事業目的> 子どもを慈しみ育てるために、親子が他の家族とともに一緒に過ごす時間を持つような事業を実施する。 <事業計画> ①継続 育児講座や親子の集いなど、継続して保護者会活動の支援を行っていく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
58	保育所に関する外国語パンフレット等の配布	<事業目的> 本市に在住する外国人の方に、保育所や昼間里親に関する情報を効果的に発信する。 <事業計画> ①継続 本市に在住し、保育所、昼間里親への入所を希望する外国人の方向けに、保育所制度や入所手続等を説明した外国語版「保育所入所申込みのご案内」（5箇国語）を配布する。 また、福祉事務所での窓口業務や保育所、昼間里親での保育の際に、外国人の保護者、児童と円滑なコミュニケーションが図れるよう外国語版「保育所ガイドブック」（5箇国語）を活用する。	保健福祉局 保育課	②
59	保育所職員研修	<事業目的> 「子ども主体の保育」「人権を大切に育てる保育」を子どもや保護者と適切に関わって実施するとともに、多様な保育ニーズに対応する「地域子育て支援」を推進する。 <事業計画> ①継続 把握、分析、処理する力、業務に対する意欲、専門的な知識や技術、広い視野と豊かな人間性を持つ職員を育成する。 昨年度の研修の実績を踏まえ、「子ども主体の保育」「人権を大切に育てる保育」を職員が保育所において実践できるように、今年度も保育課主催・保育所内部での自主研修・保育所への講師の派遣など様々な方法により研修を実施する。	保健福祉局 保育課	④
60	「児童虐待防止SOS専用電話の設置」	<事業目的> 児童虐待に対して迅速かつ的確に対応する。 <事業計画> ①継続 児童虐待に関する通告や相談などを受付ける専用電話（TEL801-1919）を設置（平成13年6月25日）し、夜間・休日を含め24時間体制で通告・相談を受け付ける。	保健福祉局 児童福祉センター	③
61	虐待相談ホームページの開設	<事業目的> 虐待の未然防止と早期解決を図る。 <事業計画> ①継続 虐待をしてしまいそう、してしまったと悩む保護者がインターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や、子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自分の問題解決の一助としてもらうとともに、虐待を知った市民の市への通告方法等についての情報提供を行う。	保健福祉局 児童福祉センター	③

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
62	児童虐待に関する職員の専門性の向上	＜事業目的＞ 虐待ケースの処遇の向上を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている、虐待家庭の支援、児童福祉法及び虐待防止法の改正をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行う。	保健福祉局 児童福祉センター	③
63	敬老乗車証の交付	＜事業目的＞ 高齢者の生きがいづくりや介護予防に役立てる。 ＜事業計画＞ ①継続 高齢者が、高齢者福祉施策の利用や老人クラブ活動への参加等さまざまな社会活動に参加できるよう、70歳以上の高齢者に敬老乗車証を交付する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
64	シルバー人材センターの設置	＜事業目的＞ 概ね60歳以上の高齢者の労働能力を活用し、雇用関係でない臨時的かつ短期的な就業をとおして、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や積極的な社会参加を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 地域に密着した仕事を提供する。昨年度の実績を踏まえ、今後も高齢者の積極的な社会参加を図っていく。	保健福祉局 長寿福祉課	②
65	老人福祉センターの運営	＜事業目的＞ 高齢者の健康で明るい生活を支援する。 ＜事業計画＞ ①継続 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、各種の相談に応じる。	保健福祉局 長寿福祉課	②
66	老人いこいの家の設置	＜事業目的＞ 高齢者が安寧な毎日が送れるよう、静かで快適な環境を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 閑静なたたずまいと美しい庭園を持つ京都の名刹寺院等に老人いこいの家を設置し、高齢者の憩いと静養の場を確保する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
67	老人クラブへの活動費補助	＜事業目的＞ 老人クラブの多彩な活動を支援し、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいの充実を推進する。 ＜事業計画＞ ①継続 同一地域内に住む概ね60歳以上の方が集まり、社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進活動を行う老人クラブに対し、活動費の一部を補助する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
68	老人クラブハウスへの助成	＜事業目的＞ 高齢者の生きがいづくりの充実を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 高齢者の集会、クラブ活動及び慰安の場として、高齢者の生きがいを高めるために設置された老人クラブハウスに対し助成する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
69	老人スポーツの普及事業	＜事業目的＞ 高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、老人スポーツの普及振興を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 各区において老人スポーツの普及事業を1年を通じ実施する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
70	高齢者・障害者権利擁護推進事業	＜事業目的＞ 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築する。 ＜事業計画＞ ①継続 「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、関連団体の連携の在り方等について検討を行い、また、市民や介護職員等への啓発を行うなど、高齢者・障害者の権利擁護対策の推進を図る。 昨年度の実績を踏まえ、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」、成年後見セミナー、高齢者虐待に関する研修及び講演等の開催により、関係団体との連携を密にし、今後、より一層の市民啓発を図っていく。	保健福祉局 障害保健福祉推進室 長寿福祉課	②

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
71	市民すこやかフェアの開催	〈事業目的〉 市民が気軽に参加できる催しを通じ、長寿社会を考える機会の提供を図る。 〈事業計画〉 ①継続 高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民が、スポーツや文化活動を通じて交流し、「明るく豊かな長寿社会」を考える契機となるイベントとして開催する。	保健福祉局 長寿福祉課	①
72	老人の日記念行事を通じた取組	〈事業目的〉 広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高める。 〈事業計画〉 ①継続 多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、長寿を祝うための取組を実施する。	保健福祉局 長寿福祉課	①
73	ねんりんピックへの選手派遣	〈事業目的〉 京都市における高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進等を図る。 〈事業計画〉 ①継続 健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与する全国健康福祉祭に京都市代表選手団を派遣する。	保健福祉局 長寿福祉課	①
74	介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布	〈事業目的〉 外国籍の方及び障害のある方に対して、制度の周知を図り、理解を深める。 〈事業計画〉 ①継続 介護保険制度のしくみ等を説明したパンフレットの外国語版(英語、中国語、ハングル、日本語併記)及び点字版を配布する。	保健福祉局 介護保険課	②
75	精神障害に関する知識等の普及に係る講演会の開催	〈事業目的〉 精神障害者の人権等について、市民に啓発する。 〈事業計画〉 ①継続 各区のこころのふれあいネットワークが実施主体となり、こころの健康に関する講演会等を開催する。	保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健セン ター・支所	①
76	講演会及びシンポジウムの開催	〈事業目的〉 市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解、自殺に関する問題を深める。 〈事業計画〉 ①継続 精神保健福祉分野における重要かつ先進的な話題をテーマとして選定し、講演会、シンポジウム、共同作業所等の作品の展示等を実施し、市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解を深める。	保健福祉局 こころの健康 増進センター	①
77	精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供	〈事業目的〉 精神保健福祉について、市民に啓発する。 〈事業計画〉 ①継続 精神保健福祉に関するビデオを収集し、研修等の目的で使用する団体や各区のネットワーク等に随時貸し出ししていく。	保健福祉局 こころの健康 増進センター	①
78	京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援	〈事業目的〉 ①市内で活動する精神保健福祉ボランティアグループ間の交流・学習等を促し、連携と活動強化を図る。 ②地域での精神に障害を持つ市民の社会参加の支援 ③精神保健福祉ボランティアの養成、育成を行い、精神保健福祉に対する理解を広げる。 〈事業計画〉 ①継続 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会の下記の活動を支援することにより、精神保健福祉に関する啓発活動等に取り組む。 ○ボランティア講演会の開催 ○精神保健福祉ボランティア養成講座の開催 ○風に出会う会の開催 ○幹事会 ○通信の発行	保健福祉局 こころの健康 増進センター	①
79	精神障害者法律相談	〈事業目的〉 精神に障害のある方の地域社会における自立、社会参加を支援する。 〈事業計画〉 ①継続 法的に弱い立場に陥りがちな精神に障害のある方の人権救済を目指し、京都弁護士会に委託して毎月2回開催する形で、弁護士及び相談員による法律相談を行う。	保健福祉局 こころの健康 増進センター	③

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
80	精神保健福祉相談事業	＜事業目的＞ 市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じる。 ＜事業計画＞ ①継続 電話相談（相談専用）及び来所相談（予約制）を実施する。	保健福祉局 こころの健康 増進センター	③
81	精神障害者訪問指導事業	＜事業目的＞ 精神に障害のある市民を援助する。 ＜事業計画＞ ①継続 各保健センター・支所の精神保健福祉相談員・保健師が中心となっており、精神に障害のある市民の家庭の訪問活動を強化し、本人の状況、家庭環境、社会環境などの実情を把握し、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行っていく。	保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健センター・支所	③
82	精神障害者社会復帰相談指導事業	＜事業目的＞ グループ活動等を通じて、精神に障害のある方の社会復帰及び就労準備等の促進を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 各保健センター・支所において、毎月3回の相談指導事業を実施する。	保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健センター・支所	③
83	京都市精神障害者社会適応訓練事業	＜事業目的＞ 精神に障害を持つ市民が本格的に就労する際に必要となる能力（集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力など）を養い、就労を通じた社会参加と生活の自立を目指す。また、精神に障害を持つ訓練生に対する理解を深める。 ＜事業計画＞ ①継続 精神に障害を持つ市民を対象として、精神の障害に対して一定の理解を持った一般の協力事業者に通い、作業等に取り組んでもらう。また、同時に一般に広く協力事業所を募り、定期的に事業主向け研修を行う。	保健福祉局 こころの健康 増進センター	③
84	精神障害者社会復帰施設及び共同作業所等職員研修会	＜事業目的＞ 精神に障害を持つ市民の社会参加や就労訓練等の支援に取り組む職員が、具体的な知識・方法を身につけるとともに、関連施設職員間の交流・情報交換・連携を目的とする。 ＜事業計画＞ ①継続 市内の精神障害者社会復帰施設等で、精神に障害を持つ市民の社会参加や就労訓練等の支援に取り組む職員を対象にした研修を行う（平成24年6月予定）。	保健福祉局 こころの健康 増進センター	④
85	こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加	＜事業目的＞ 精神保健福祉施策への市民参加を促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、保健センターにおける地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動を推進する。	保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健センター・支所	①
86	こころのふれあいネットワークの構築	＜事業目的＞ 精神保健福祉施策への市民参加を促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、ボランティアの育成、保健センターにおける地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動の充実を図る。	保健福祉局 こころの健康 増進センター 各区保健センター・支所	④
87	機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行	＜事業目的＞ 精神障害者に対する市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をする。 ＜事業計画＞ ①継続 各種の冊子、パンフレットの発行を行う。 ・センター機関紙「こころここ」の発行 ・こころの健康に関するリーフレットの発行	保健福祉局 こころの健康 増進センター	①
88	精神保健福祉相談員及び関係職員の研修	＜事業目的＞ 保健センター・福祉事務所等の窓口において市民に対応する職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解に基づいて、精神保健福祉業務を実施することができるようにする。 ＜事業計画＞ ①継続 関係職員を対象とした研修会を実施する。	保健福祉局 こころの健康 増進センター	④

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
89	こころのふれあいネットワークによる学習会の実施	＜事業目的＞ 精神に障害のある市民に対する正しい知識の普及・啓発を目的とする。 ＜事業計画＞ ①継続 こころのふれあいネットワークの活動として、精神疾患や精神障害に関する学習会を開催する。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	①
90	精神障害者バレーボール京都市大会の開催	＜事業目的＞ 精神に障害のある市民がスポーツを楽しむ機会と環境を整備し、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進する。 ＜事業計画＞ ①継続 精神障害者バレーボール京都市大会実行委員会に委託して、以下のとおり開催する。 平成24年12月14日 10:00～ 京都市体育館（西京極総合運動公園内） 京都市内の施設に練習の拠点を置く精神障害者バレーボールチームを参加対象とする。	保健福祉局 こころの健康増進センター	③
91	精神障害者退院促進支援事業の退院支援協議会への参画	＜事業目的＞ 精神科病院に長期にわたって入院状態にある精神に障害のある市民のうち、退院が可能な市民を支援する。 ＜事業計画＞ ①継続 京都市精神障害者地域移行支援事業として、退院可能な市民の退院支援及び退院後の地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③
92	総合失調症の市民のための就労支援講座	＜事業目的＞ 精神障害者の社会復帰及び就労基準の促進を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 総合失調症を中心とした精神障害のある市民に、障害を持ちながら就労するために必要な知識や情報を伝えるために、就労に関する講座を開催する。	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
93	精神障害者雇用支援連絡協議会	＜事業目的＞ 精神障害者に対して職場復帰、雇用促進及び雇用継続等の雇用の各段階に応じた効果的な支援を実施する。 ＜事業計画＞ ①継続 行政、精神科医療、産業保健、福祉等の関係機関、団体等、事業主等から成る職業リハビリテーションネットワークをつくり、精神障害者及び事業主の個々の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな支援を実施する。	保健福祉局 こころの健康増進センター	④
94	地域リハビリテーションセンター交流セミナー	＜事業目的＞ 医療、福祉のみならず、様々な角度から地域リハビリテーションの推進を図り、障害の有無に関わらず豊かに生活できる環境づくりを目的としている。 ＜事業計画＞ ①継続 地域リハビリテーションの推進と障害の有無に関わらず豊かに生活できる環境づくりを目的として開催する。 開催時期 平成25年2月頃予定 開催場所 身体障害者リハビリテーションセンター ※ 具体的な内容は現在計画中	保健福祉局 身体障害者リハビリテーションセンター	①
95	若杉祭の開催	＜事業目的＞ 地域住民等との交流を図ることにより、利用者に対して身近な地域社会への参加を支援すると共に、多くの市民の方に障害者福祉についての理解を深める。 ＜事業計画＞ ①継続 若杉学園における学園紹介・遊びコーナー等を「親の会」と共催で実施すると共に、学園周辺の地域住民等との交流を図ることにより、多くの市民の方に障害者福祉の理解をより一層深めることを目的として交流の場を設定する。	保健福祉局 若杉学園	①
96	エイズ啓発イベントの開催	＜事業目的＞ エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消をはかる。 ＜事業計画＞ ①継続 12月1日世界エイズデーの関連事業としてイベントを実施する。24年度は検査主体のイベントとし、併せて啓発も実施する。	保健福祉局 保健医療課	①

事業名		24年度事業計画	担当課	分類
97	エイズ相談・カウンセリング体制の充実	<事業目的> エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。 <事業計画> ①継続 エイズ相談やカウンセリング時にエイズに関する正しい知識を伝える。	保健福祉局 保健医療課	③
98	エイズ啓発パンフレット作成・配布	<事業目的> エイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。 <事業計画> ①継続 エイズ啓発パンフレットを市内高校、大学・短期大学、成人式参加者に配布し、市民向けの配布のために保健センター窓口に設置する。	保健福祉局 保健医療課	①
99	エイズ専門講師による担当職員研修会	<事業目的> 保健センターにおけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させる。 <事業計画> ①継続 国が実施する研修会へ担当職員を派遣し、派遣した職員による担当者研修、及び外部専門講師を招いた研修会を実施する。	保健福祉局 保健医療課	④
100	桃陽病院講演の開催	<事業目的> 京都市桃陽病院及び京都市立桃陽養護学校を多くの市民に知ってもらうとともに、小児慢性疾患で悩む保護者の方に、病気についての正しい知識と対応の仕方を学び、早期療養に役立てていただく。 <事業計画> ③休止 事業実施が困難であるため休止している。	保健福祉局 桃陽病院	①
101	家庭動物相談所職員の研修	<事業目的> 職員の人権意識を高める。 <事業計画> ①継続 5月の憲法月間と12月の人権月間を中心に研修会を実施する予定である。	保健福祉局 家庭動物相談所	①

都市計画局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	人権キャンペーン（R CV）広報	＜事業目的＞ 人権啓発に関する番組を放映することで、より多くの市民に情報を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 人権の大切さを日常的に確認しあうため、洛西ケーブルビジョン(株)で「人権月間啓発キャンペーン」番組を放映し、洛西ニュータウン内の住民に広く呼び掛ける。 【予定】 放映時期：平成24年12月1日から12月31日 15秒×5回/日×31日間	都市計画局 都市総務課	①
2	バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進	＜事業目的＞ すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりの推進を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 建築物を建築する際には、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。 また、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」の普及啓発により、バリアフリー整備の一層の促進を図る。	都市計画局 建築審査課	②
3	「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布	＜事業目的＞ 市営住宅に居住する外国人にも、適切かつ正確な情報を提供し、公平な情報の提供を図るため。 ＜事業計画＞ ①継続 市営住宅に居住する外国人向けに「市営住宅住まいのしおり」外国語（英語・中国語・ハングル）版を作成し、希望者に配布する。	都市計画局 住宅政策課	②
4	交通バリアフリーの推進	＜事業目的＞ 交通バリアフリーを推進することで、障害を持った方が暮らしやすい社会の実現を目指す。 ＜事業計画＞ ①継続 平成24年度は、「新・京都市交通バリアフリー全体構想（仮称）」において選定した「重点整備地区」10地区のうち2地区において、「バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」を開催し、「移動等円滑化基本構想」を策定する。	都市計画局 歩くまち京都推進室	②

建設局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	「人にやさしいみちづくり」の推進	〈事業目的〉 歩道の段差や勾配の解消を図り、どのような人にとっても暮らしやすい社会を実現する。 〈事業計画〉 ①継続 歩道の段差解消や勾配の改善などに取り組み、「人にやさしいみちづくり」を推進していく。	建設局 道路環境整備課 調整管理課	②
2	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」、「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づく公園整備の推進	〈事業目的〉 誰もが安心して円滑に利用できる公園の整備を図る。 〈事業計画〉 ①継続 「バリアフリー新法」、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリーに適応した公園の整備を推進する。	建設局 緑政課	②

会計室

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<事業目的> 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 ビデオや講義・討議による研修を継続する。	会計室	④

北区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 区民に対して人権尊重の意識高揚を図ることを目的に、市民しんぶん区版において「憲法月間」「人権月間」の時期を中心に、人権啓発に関する記事を掲載する。 市民しんぶん北区版への掲載予定記事 4月15日号…憲法月間街頭啓発 11月15日号…北区「人権のつどい」 北区ハートスポット・スタンプラリー 12月15日号…人権啓発作品展	北区総務課	①
2	憲法月間人権啓発パレード及び街頭啓発	<事業目的> 基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指し、区民の人権擁護意識のより一層の普及と高揚を図る。 <事業計画> ①継続 基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組の一環として、憲法月間に街頭啓発を実施する。 日時：5月11日 場所：キタオオジタウン、北野白梅町 参加人数：約25人	北区まちづくり推進課	①
3	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	<事業目的> 多数の区民に人権に関する情報を提供する。 <事業計画> ①継続 多数の区民の参加が見込める「北区民春まつり～ふれあいまつり2012～」において、舞台での人権啓発を行う。 日時：6月3日 場所：船岡山公園内 内容：人権に関する舞台での啓発活動	北区まちづくり推進課	①
4	北区ハートスポット・スタンプラリー	<事業目的> 基本的人権に対する理解や認識を深める機会を提供する。 <事業計画> ①継続 スタンプラリーを実施する。 期間：11月15日～12月25日 場所：区内の人権・福祉関連施設及び人権月間の催しの開催場所 内容：参加者が台紙を持って区内の人権・福祉関連施設を見学し、また、人権月間の催しに参加しスタンプを集める。 スタンプを集めた参加者には、記念品などを進呈する。	北区まちづくり推進課	①
5	人権啓発作品展	<事業目的> 人権擁護意識の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権月間に、小中学生児童生徒による絵画、習字、標語等の作品展を実施する。 日時：12月上旬 場所：北区役所1階、キタオオジタウン 内容：区内小中学校児童生徒による絵画、習字等の作品を展示	北区まちづくり推進課	①
6	北区「人権のつどい」	<事業目的> 区民の人権擁護意識の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権月間事業として、広く人権問題を考える場を持つことを目的に講演会や映画等を実施する。 日時：12月上旬 場所：北文化会館 内容：講演会、映画上映等の開催	北区まちづくり推進課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
7	北区こころのキャンパスネットワーク	<事業目的> こころに障害のある方もない方も、すべての人が安心していきいきと暮らし続けていけるまちづくりを図る。 <事業計画> ①継続 実施回数は変更あり ・合同スポーツ大会の開催 内容：卓球、ジェンガ、玉入れ等 日時：6月27日、10月24日 予定場所：障害者スポーツセンター ・講演会と作品展開催 日時：未定 場所：未定 ・ボランティア交流会の開催（回数未定） ・当事者の集い（年10回）	北区 健康づくり推進課	①
8	精神保健福祉事業（家族懇談会）	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを図る。 <事業計画> ①継続 ・交流会・医師との懇談会等の実施	北区 健康づくり推進課	①

上京区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	庁舎内における 人権コーナー設置	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 人権冊子などの啓発物品配布コーナーを設置。 日 時 憲法月間期間中（5月） 人権月間期間中（12月） 場 所 上京区役所庁舎内 内 容 下記物品の配布 ・四字熟語人権マンガ冊子 ・あいゆーkyoto ・人権メモ帳 ・人権カレンダー	上京区 まちづくり推 進課	①
2	人権強調月間 人権見学会	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 夏休みに親子で参加し、人権について考える事業とする。 夏休み親子施設見学会 日 時 平成24年8月中旬 見学先 未定 定 員 40名	上京区 まちづくり推 進課	①
3	市民しんぶん区版への 人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 市民しんぶん区版に、憲法月間・人権月間の関連事業や人権問題に関する事業の紹介など人権啓発の記事を掲載し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 <24年度予定> 4/15号 「憲法月間 映画のつどい」 参加者募集 7/15号 「夏休み親子人権施設見学会」 12/15号 「人権月間 講演のつどい」 「こころのふれあいネットワーク」イベント	上京区 総務課	①
4	憲法月間「映画のつどい」	<事業目的> 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的とする。 <事業計画> ①継続 多くの人に楽しんでいただくため、日本語字幕、音声ガイド付きで上映する。 日 時：5月17日 午後2時30分～ 午後6時30分～ 内 容：第1部 映画上映 第2部 映画上映 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール	上京区 まちづくり推 進課	①
5	講演のつどいの開催	<事業目的> 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的とする。 <事業計画> ①継続 できるだけ多くの人に人権問題について考えていただくために、幅広い世代になじみがある、ということを基準に講師を選定する予定。 日 時：未定 内 容：人権講演会 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール 講 師：未定	上京区 まちづくり推 進課	①
6	区民ふれあいまつり等 における人権コーナー などの設置	<事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的とする。 <事業計画> ①継続 ・上京区民ふれあいまつりにおける啓発コーナー設置 日時・場所とも未定	上京区 まちづくり推 進課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
7	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<事業目的> 幅広い区民に対して人権について考える機会を提供することを目的とする。 <事業計画> ①継続 できるだけ多くの人に啓発活動へ参加してもらうため、地元学区に積極的な参加を呼びかける予定。 日時：5月、12月（日時未定） 内容：憲法月間及び人権月間に伴う街頭啓発（啓発物品配布） 場所：出町商店街、堀川商店街周辺	上京区 まちづくり推進課	①
8	上京こころのふれあいネットワークイベント～ひびきあうこころとこころ～	<事業目的> こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 ・関係機関と連携を図り、より広く市民に向け、障害への理解を深めてもらえるよう、啓発活動等を実施する。 日時：未定 内容：講演会、障害のある方の体験発表、グループワーク、パネル展示 等	上京区 健康づくり推進課	①
9	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する機会を提供する。 実施予定回数：4回	上京区 健康づくり推進課	①
10	精神保健事業「精神障害者社会復帰相談指導事業」	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 回復途上にある精神障害者の円滑で無理の無い社会復帰を促すため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行う。 実施予定回数：36回	上京区 健康づくり推進課	①
11	精神保健事業「(働く)ということを考える人の集い」	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 社会適応訓練事業を利用している精神障害者がお互いに、就労者の意見・人間関係・仕事の内容について意見交換できる場を設ける。 実施予定回数：2回	上京区 健康づくり推進課	①

左京区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版やホームページに人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権について考えるための事業を広く区民に周知する。 <24年度計画> ・5月 「憲法月間」関連事業の開催を周知 ・8月 「人権強調月間パネル展示」の開催を周知 ・11月 「人権月間」関連事業の開催を周知	左京区 総務課	①
2	憲法月間「人権を共に考える見学会（フィールドワーク）」	<事業目的> 区内外の人権にかかわりのある施設を訪れ、見学や交流を通して、身近な地域における人権尊重のまちづくりについて考える機会を提供する。 <事業計画> ③休止 更に多くの区民に参加していただくことができるよう、事業手法の見直しを行い、引き続き一旦休止する。 なお、24年度は、23年度と同様に、区民ふれあい事業で実施している「左京区民ふれあいウォーキング」に当該事業を組み込んで実施する予定。	左京区 まちづくり推進課	①
3	人権強調月間「人権啓発パネル展」	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 日時：8月13日～24日 内容：啓発パネルの展示 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー	左京区 まちづくり推進課	①
4	人権月間「心のふれあいみんなの広場」	<事業目的> 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、区民を対象に、人権を考える契機となる講演会もしくは映画観賞会を実施する。 ・心のふれあいみんなの広場 日時：12月上旬 場所：未定 参加者：200～300人	左京区 まちづくり推進課	①
5	人権月間「児童絵画展」	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 人権月間を機会として、左京区内の小学生の描いた、人権をテーマにした児童絵画を区役所で展示予定。 日時：12月上旬～中旬 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー	左京区 まちづくり推進課	①
6	地域ぐるみによる街頭啓発	<事業目的> 幅広い区民に対して人権について考える機会を提供する。 <事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間人権擁護思想の普及高揚を訴えるために、区民を対象に啓発物品を配布し、街頭啓発を実施する。 5月中旬 場所未定 12月上旬 場所未定	左京区 まちづくり推進課	①
7	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 窓口での相談を随時開催（法律相談 毎週水曜日）通年にわたり、弁護士・市職員が対応する。	左京区 まちづくり推進課	③

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
8	区民ふれあい事業	<事業目的> 幅広い区民の方々が参加できる事業を通じて、区民相互の積極的な交流とふれあいを深める。 <事業計画> ②見直し ・第30回左京区民煎茶会 日時：6月中旬 午前10時～午後3時 ・左京区民ふれあいまつり2012 日時：7月29日 午前11時～午後3時 ・左京区民ふれあいセミナー 日時：8月下旬 ・第20回左京区民ふれあいウォーキング 日時：11月23日 午前9時～午後1時 ・第16回左京区民正月いけ花教室 日時：12月21日 午後1時30分～3時30分 ・第22回左京区民作品展 日時：2月中旬のうち3日間 午前10時～午後5時	左京区 まちづくり推進課	①
9	伝統文化を楽しもう	<事業目的> 左京区基本計画事業と連携した取組として、文化的な環境に恵まれた左京区において、次代を担う子どもたちに、日本を代表する伝統芸能である「狂言」を体験・観賞してもらうことにより、こころ豊かで創造あふれる子どもたちの育成の一助とする。 また、近代まで芸能者が被差別身分とされていた狂言等の芸能について認識を深め、その歴史的背景から人権について考える契機とする。 <事業計画> ①継続 ・伝統文化を楽しもう 日時：12月上旬 内容：未定 場所：京都観世会館（予定）	左京区 まちづくり推進課	①
10	左京こころのふれあいネットワークイベント～こころときめき芸術祭～	<事業目的> こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを目指す。 <事業計画> ①継続 より広く一般市民に向け、病気の予防、障害への理解を深めてもらえるよう工夫する [実施予定] ・日時：10月17日・18日（市障害者スポーツセンター） ・内容：舞台発表、合同作品展、作業所祭り等	左京区 健康づくり推進課	①
11	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。更に勧奨し参加者を増やす。 ・実施回数 8回（予定）	左京区 健康づくり推進課	①
12	精神保健事業「精神障害者社会復帰相談指導事業」	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 回復途上にある精神障害者の円滑で無理の無い社会復帰を促すため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行う。 ・実施回数 36回（予定）	左京区 健康づくり推進課	①

中京区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権啓発パネル展、人権施設見学会等、区民を対象とした人権啓発事業を市民しんぶん区版に掲載する。 掲載予定：5月15日号、8月15日号、11月15日号、1月15日号	中京区 総務課	①
2	子どもふれあい鑑賞会	<事業目的> 子どもたちに楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深める。 <事業計画> ①継続 子どもたちに楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深めることを目的として開催する。 開催日 8月下旬 京都国際まんがミュージアム	中京区 まちづくり推進課	①
3	小・中学生による人権啓発ポスター展等の開催（書初め展）	<事業目的> 小・中学生に人権の大切について考える機会を提供する。 <事業計画> ①継続 書初展を行う。 開催日 25年2月4日から2月22日 場 所 区役所区民ホール	中京区 まちづくり推進課	①
4	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<事業目的> 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるための街頭啓発を行う。 5月中旬 二条駅・Bivi前、寺町京極商店街 12月上旬 京都三条商店街	中京区 まちづくり推進課	①
5	区役所等における人権パネル展の開催	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会として、パネル展を実施する。 5月7日～5月25日 「人権啓発パネル」展 ～3.11忘れないで～（仮称）	中京区 まちづくり推進課	①
6	地域啓発推進協議会による連携充実	<事業目的> 中京区内の行政機関が各種事業の企画・立案会議を開催し、人権文化の構築を目指す。 <事業計画> ①継続 人権文化の構築を目指して、各種事業の企画・立案会議を開催する。 開催日 随時	中京区 まちづくり推進課	④
7	人権施設見学会の開催	<事業目的> 人権啓発事業の一環として区民相互の人権意識の浸透と高揚を図る。 <事業計画> ①継続 区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる施設を訪れ、人権の大切さを考えるツアーを実施する。 開催日 未定 場 所 未定	中京区 まちづくり推進課	①
8	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	中京区 まちづくり推進課	③

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
9	人権講演会	<事業目的> 区民のこころの健康保持・増進と、こころの病を持つ人への正しい理解を広める。 <事業計画> ①継続 人権月間取組として、「あらゆる人権問題」をテーマとした講演会を実施する。 人権講演会 開催日 未定 対談者 未定	中京区 まちづくり推 進課	①
10	こころ・愛・ふれあい ネットワーク (中京精神保健ネット ワーク事業)	<事業目的> 精神保健についての理解を深めて、地域でどのような支援が必要なのかを地域住民に正しく認識してもらう。 <事業計画> ①継続 こころの病気や障害をもっている人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関が協力して支えあう、市民参加型のネットワーク事業を実施する。 【開催予定】 地域懇談会、健康教室 開催日 平成24年8月～11月 講師 未定	中京区 健康づくり推 進課	①

東山区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	地域の人権開発活動支援事業	<事業目的> 東山区役所、東山区地域啓発推進協議会では、これまでから、広く区民を対象として、「映画の集い」「東山人権学習ツアー」「人権パネル展」「街頭啓発」等の取組に加えて、区内の自治組織、各種団体のリーダーを対象に、「地域リーダー研修会」を開催し、人権ゆかりの地や施設の見学、ワークショップへの参加など、人権啓発活動の担い手を育成しており、今後も、地域が自ら主体となって実施する人権啓発の取組へ支援を行い、東山区の人権啓発活動の更なる充実を図る。 <事業計画> ①継続 地域の各種団体やNPOが実施するあらゆる人権の啓発事業について、東山区役所、東山区地域啓発推進協議会が事業を共催し、地域主体の人権啓発活動の推進を支援する。具体的には、講演会の講師の派遣、ワークショップのプログラム作成や進行役の派遣、会場の提供等を行う。この支援事業を通じて、各種団体やNPOが、主体的・継続的に人権啓発活動を実施できるようサポートする。	東山区役所 まちづくり推進課	①
2	人権啓発パネル展	<事業目的> 幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 「区内小・中学生人権作品展」として開催 日時：5月1日（月）～31日（木） 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール	東山区 まちづくり推進課	①
3	憲法月間講演の集い	<事業計画> ①継続 下記＜9＞の人権月間の講演事業に集約して開催する。	東山区 まちづくり推進課	①
4	憲法月間街頭啓発	<事業計画> ①継続 上記＜2＞に挙げた、「区内小・中学生人権作品展」における啓発活動をより充実させ、実施する。	東山区 まちづくり推進課	①
5	東山区民ふれあいひろば「人権ブース」	<事業目的> 幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 東山区民ふれあいひろばに「人権啓発ブース」を設置し、地域啓発推進協議会の活動状況のパネルを展示する。 場所：東山開晴館 日時：5月20日（日）午前11時～午後3時	東山区 まちづくり推進課	①
6	憲法月間啓発のぼりの掲出	<事業目的> 市民に人権擁護思想の普及を図る。 <事業計画> ①継続 掲示場所：東山区総合庁舎及び地域啓発推進協議会各会員の事業所	東山区 まちづくり推進課	①
7	人権啓発パネル展	<事業目的> 幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 人権の大切さについて考えるパネル展示を開催する 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール テーマ、内容は未定	東山区 まちづくり推進課	①
8	人権学習ツアー	<事業目的> 区内外の人権にかかわりのある施設を訪れ、見学や交流を通して、身近な地域における人権尊重のまちづくりについて考える機会を提供する。 <事業計画> ①継続 引き続き、地域リーダーおよび一般の両方から参加を募り、体験型、参加型の事業を検討する。 日時：未定 場所：未定	東山区 まちづくり推進課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
9	人権月間 映画と講演の集い	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 さらに多くの区民が参加し、人権問題の啓発ができる機会となる映画上映等を検討中。 日 時：12月予定 講 師：未定 演 題：未定	東山区 まちづくり推進課	①
10	人権月間 街頭啓発	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 憲法月間、人権月間等を実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。	東山区 まちづくり推進課	①
11	地域リーダー研修会	<事業計画> ①継続 上記<8>人権ゆかりの地をめぐるツアーと統合して実施する。	東山区 まちづくり推進課	①
12	人権月間 標語の展示	<事業計画> ①継続 上記<2>に挙げた、「区内小・中学生人権作品展」における啓発活動をより充実させ、実施する。	東山区 まちづくり推進課	①
13	人権月間 啓発のぼりの掲出	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲示場所：東山区総合庁舎及び地域啓発推進協議会各会員の事業所	東山区 まちづくり推進課	①
14	市民しんぶん区版への 人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間、人権月間等を実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。	東山区 まちづくり推進課	①
15	東山区こころのふれあい ネットワーク	<事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりを目指す。 ・七夕まつり(こころのふれあい交流サロン「ふらっとすべえす」共催7月 ・東山こころのふれあい卓球交流会 8月 ・東山こころのふれあい作品展 11月 ・こころのふれあいネットワーク講演会 11月 ・クリスマスイベント(こころのふれあい交流サロン「ふらっとすべえす」共催12月 ・地域懇談会(学区単位) 未定 ・こころのふれあいネットワーク総会 25年3月 ・実務者会議 4回/年	東山区 健康づくり推進課	①
16	精神障害者家族懇談会	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神障害者をかかえる家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、障害者を地域で支える方法について考え、精神障害者及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。 内容 精神障害者を抱える家族の交流会及び学習会 ・日程：5月23日、8月2日、10月24日、12月12日、2月22日	東山区 健康づくり推進課	①

山科区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん山科区版への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 11/15号 12月の人権月間の取組として関連記事を掲載	山科区 総務課	①
2	山科区HPへ情報を掲載	<事業目的> 広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 12月の人権月間の取組として関連事業を掲載	山科区 総務課	①
3	「人権啓発リーダー研修会」の実施	<事業目的> 地域の各種団体役員を対象に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発の面で、リーダーとしての役割を果たしてもらうことを目的として実施する。 <事業計画> ①継続 「人権啓発リーダー研修会」 日 時：5月24日（木） 場 所：区役所大会議室 参加予定者：各種団体役員50人程度 内 容：講演会 講 師：（未定） テーマ：（未定）	山科区 まちづくり推進課	①
4	「山科区人権映画のつどい」の開催	<事業目的> 一般区民を対象に、わかりやすい内容で様々な人権問題について、講演会や啓発映画を上映し、理解を深めてもらう。 <事業計画> ①継続 「山科区人権講演又は映画のつどい」 日時：12月7日（予定） 場所：東部文化会館 内容：（未定）	山科区 まちづくり推進課	①
5	街頭啓発の実施	<事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 基本的人権を侵害する様々な人権問題の解決を目指し、区内で街頭啓発を実施する。 日 時：5月24日（木）、12月7日（金） 参加予定者：5/24 50名 12/7 27名	山科区 まちづくり推進課	①
6	「人権啓発ポスター展」の開催	<事業目的> 作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。 <事業計画> ①継続 区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示する。 「人権啓発ポスター展」 日時：12月3日～14日（予定） 場所：山科区役所1階ロビー	山科区 まちづくり推進課	①
7	区民まつりでの人権コーナーの設置	<事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。 <事業計画> ①継続 多数の区民が集まる区民まつりにコーナーを設け、人権啓発パネルを展示する。 区民まつり開催 日時：11月23日（予定） 場所：山科中央公園	山科区 まちづくり推進課	①

下京区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	庁舎内TVモニター広報への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 庁舎内TVモニター広報において、憲法月間と人権月間などの取組を掲載し、広く区民の参加を呼びかける。 掲載予定時期 5月、11月	下京区 総務課	①
2	下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載	<事業目的> 広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権に関する情報を広く区民に伝えるため、障害をもった方にも伝わりやすく、親しみを持てるホームページの制作を目指す。 掲載予定時期 5月、11月、	下京区 総務課	①
3	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、人権問題を身近に感じられる紙面の制作を目指す。 掲載予定号 5月15日号、11月15日号	下京区 総務課	①
4	区役所等における人権パネル展の開催	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、人権についてより身近に考えてもらうため、憲法月間及び人権月間に、親しみやすい人権に関する四字熟語を表した漫画を展示する。 人権四字熟語漫画優秀作品を展示 日時：5月1日～31日、12月1日～28日 来庁者：約20,000人	下京区 まちづくり推進課	①
5	地域ぐるみによる街頭啓発	<事業目的> 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 憲法月間や人権月間に、人権に関する啓発文書入りの物品を、各学区自治連合会並びに、講演会場や区役所窓口で配布し、区民に対する啓発を行う。 下京区民ふれ愛ひろば会場内にて、人権啓発ブースを設置し、来場者に啓発物品を配布しコンマ啓発を行う。	下京区 まちづくり推進課	①
6	憲法月間講演会の開催	<事業目的> 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 より多くの区民の方の関心を高めるようなテーマを設定し、開催する。 講演会「人権を考えるつどい」 内容：未定 講師：未定 日時：5月中旬 場所：池坊学園こころホール 参加者：200名（予定）	下京区 まちづくり推進課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
7	区民ふれあい事業の開催	<事業目的> 幅広い区民の方々が参加できる事業を通じて、区民相互の積極的な交流とふれあいを深める。 <事業計画> ①継続 区民相互の交流とふれあいを深めることを目的に、下京ふれあい事業実行委員会の運営による事業を実施する。 内容：人権啓発コーナーでの「人権啓発パネル展」 各種啓発物品の配布 日時：11月11日（日） 場所：梅小路公園 参加者：約1万人（予定）	下京区 まちづくり推進課	①
8	人権学習会	<事業目的> 区民がお互い尊重しあい、助け合いながらいきいきと活動できる下京区を目指し、地域の人権啓発リーダーとなる人材を育成する。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、より多くの区民の方に関心をもつテーマを設定していく。 人権学習会 内容：未定 日時：12月（詳細未定）	下京区 まちづくり推進課	①
9	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、区民の方が相談しやすいよう考えて実施を継続する。	下京区 まちづくり推進課	③
10	下京こころのふれあいネットワーク事業	<事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 参加機関を募るとともに、情報の共有化、ネットワークの基盤強化を図り、地域と協力してネットワーク作りを進めていく。精神障害について理解が深まるよう取組を進めていく。 <学習会> 日時、内容詳細は未定 <地域懇談会> 日時、内容は未定。学区に出向いての、精神保健福祉に係る普及啓発・意見交流等。 <パネル・作品展> 10月頃（予定）こころのふれあいネットワークパネル、障害者自立支援法就労支援事業所、保健センターなど地域での活動紹介や作品、写真の展示 <青少年福祉体験学習> 日時未定。保健センター社会復帰相談指導事業で実施予定 <保健所社会復帰相談指導事業への講師派遣> 講師として、ネットワーク推進委員である地域女性会、民生児童委員から各1回、地域ボランティアである健康づくりサポーターから2回（体操）派遣していただく。	下京区 健康づくり推進課	①
11	精神保健福祉事業 <家族懇談会>	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 昨年度同様、精神障害者の家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、精神障害者及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。 <家族懇談会> 年4回開催予定 場所：保健センター多目的ホール他	下京区 健康づくり推進課	①

南区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	心のふれあい みんなの広場・講演会	<事業目的> 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした研修会等を推進する。 【予定】 12月中 龍谷大学アバンティ響都ホール 講師：未定	南区 まちづくり推進課	①
2	人権映画鑑賞会	<事業目的> 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした研修会等を推進する。 【予定】 8月中 龍谷大学アバンティ響都ホール 上映作品：未定	南区 まちづくり推進課	①
3	人権啓発施設見学会	<事業目的> 人権啓発事業の一環として区民相互の人権意識の浸透と高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権意識の浸透と高揚を図る目的で、人権に関する施設の見学会を開催する。 【予定】 5月中 見学先：未定	南区 まちづくり推進課	①
4	区民のふれあい相談 コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	南区 まちづくり推進課	③
5	区民ふれあい事業の開設	<事業目的> 区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体力づくりと地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 「人とまち、交流とふれあいでまちづくりを！」をスローガンに、区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体力づくりと地域の活性化を図ることを目的に、南区民ふれあいまつりを開催する。 【予定】 11月中 東寺境内	南区 まちづくり推進課	①
6	「区民ぐるみ組織」への 支援策の検討及び実施	<事業目的> 区民が自ら計画等を決定することで、より身近な人権啓発事業に着手でき、区民の人権意識高揚に繋げる。 <事業計画> ①継続 区内の各学区、各種団体の代表による「南区人権文化推進会議」が、年2回の会議で啓発事業計画等を決定。区役所は事務局として会議や事業の運営を支援する。	南区 まちづくり推進課	④
7	市民しんぶん区版への 人権啓発記事の掲載 （人権に関する啓発活動）	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化を構築することを目的として、市民しんぶんの区版に憲法月間・人権強調月間・人権月間での啓発記事及び人権講演会等の事前告知記事を掲載する。 【予定】 7月15日号 「人権映画鑑賞会」開催周知 11月15日号 「人権講演会」「街頭啓発」	南区 まちづくり推進課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
8	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品での啓発活動を行う。 【予定】 ・街頭啓発 5月22日午後2時～ イオンモールKYOTO周辺 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品を配布する。 ・人権啓発旗の掲揚 5月、8月、12月 人権文化推進会議委員自宅周辺及び地域啓発推進協議会委員事業所周辺に、啓発標語の旗を掲揚する。	南区 まちづくり推進課	①
9	南区こころのふれあいネットワーク	<事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 精神障害に対する正しい知識の普及、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発、ボランティアの育成並びに精神障害者に対する支援活動を行う。 【予定】 ・総会 ・発表会・作品展 ・支援者向け研修会 ・こころの健康支援パートナー養成講座 ・家族セミナー	南区 健康づくり推進課	①
10	精神保健事業[家族懇談会]	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 保健所における精神保健福祉に関する事業の一環として、精神障害者の家族に対し相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深め、精神障害者及び家族の自立を図る事を目的に、系統立てた学習と交流の場を提供する。 【予定】年6回（奇数月に）実施	南区 健康づくり推進課	①

右京区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 「右京人権ワークショップ（仮）」	<事業目的> 人権について一人ひとりが身近に感じ、少しの「気づき」から誰しもがお互いに人を思いやることを行動として実践していくために、区民参加型の人権ワークショップを実施する。 <事業計画> 外国人留学生を交えた多文化交流の場とし、親子で参加でき、子どもが楽しく学べる企画を実施。 場所・時期は未定	右京区役所 まちづくり推進課	①
2	市民しんぶん区版への 人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 引き続き、市民しんぶん区版（区HP）で憲法月間や人権月間の関連事業の募集や周知を行うことにより、区民に人権問題についての意識を高めてもらう。 【掲載予定】 6/15号 「右京人権ワークショップ（仮）」参加者募集 8/15号 「人権ポスター展」開催告知 11/15号 「人権啓発事業ふれあい講演」参加者募集	右京区 総務課	①
3	人権啓発事業	<事業目的> 5月の憲法月間に合わせて、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただく。 <事業計画> ①継続 8月の人権強調月間に合わせて、右京区内の小学生・中学生に人権啓発ポスターを制作してもらい、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただくことを目的に、「小学生・中学生による人権ポスター展」を実施する。 日 時：平成24年9月8日（土）～17日（月） 場 所：サンサ右京1階区民ロビー 内 容：右京区内の小学生・中学生の描いた人権啓発ポスター約200枚を展示する。	右京区 まちづくり推進課	①
4	講演会等の開催	<事業目的> 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。 <事業計画> ②改善 より多くの区民に気軽に人権啓発事業へ参加していただくために、内容を講演だけでなく、コンサートや芝居などを取り入れて、実施する。 日 時：平成25年1月中旬 場 所：右京ふれあい文化会館 定 員：400人程度 内 容：右京区人権啓発事業 「右京ふれあい公演（仮）」 講師（ゲスト）：未定	右京区 まちづくり推進課	①
5	区民ふれあい事業の開催	<事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図ることを目的に実施する。 内 容：右京区民ふれあいフェスティバル2012 日 時：平成24年10月27日（予定） 場 所：太秦安井公園、右京ふれあい文化会館（予定）	右京区 まちづくり推進課	①
6	右京こころのふれあい ネットワーク	<事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、障害のある人と、多くの区民との交流を通じて、精神障害について学び、互いに支えあえる地域づくりについて考えていく。 24年9月 スポーツの集い 11月 交流学習会	右京区 健康づくり推進課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
7	保健所実習	<事業目的> 保健所において、受け入れている保健師、看護師、栄養士養成施設校からの実習の中で、地域における保健所の役割及び意義を学びとる際に、これからの社会人として、また、学校生活の中で人権尊重が身近に課題として存在していることを学習する。 <事業計画> ①継続 昨年度と同様に受け入れていく。 研修受入予定数：70人	右京区 健康づくり推進課	①
8	精神保健事業〔家族懇談会〕	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 家族が病気について知識や役割について理解を深めるだけでなく、こころのふれあいネットワークへの積極的な参加などを目標に実施していく。	右京区 健康づくり推進課	③

西京区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 5月の憲法月間及び12月の人権月間における取組の告知や啓発記事の掲載を行うことにより、区民の人権意識の高揚を図る。 ・4月号 「憲法月間のつどい」の事業告知 ・6月号 「憲法月間のつどい」の開催結果報告 ・11月号 人権に関する映画上映会、小・中学生による人権をテーマとした作品展の開催告知	西京区総務課	①
2	映画上映会の開催	<事業目的> 区民に人権を尊重することの大切さについて理解と認識を深めてもらい、一人一人が個人として尊重される、人権文化の息づくまちづくりを推進するため。 <事業計画> ①継続 広く区民を対象として映画上映会を開催する。また、参加者には啓発物品を配布する。 人権月間「映画上映会」 日時 平成24年12月15日 場所 西文化会館ウエスティ	西京区まちづくり推進課	①
3	小・中学生による人権啓発作品展の開催（絵画・書道展）	<事業目的> 小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。 <事業計画> ①継続 人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、小・中学生に人権の大切さを学習させるとともに、作品を展示することにより、広く区民に人権の尊さについて訴えかける。 小・中学生合同作品展 日時 平成24年12月3日～14日 場所 西京区役所(及び洛西支所)1階ロビー	西京区まちづくり推進課	①
4	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活の中で根付いていくための取組の一つとして、各種相談事業を実施する。 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日	西京区まちづくり推進課	③
5	区民ふれあい事業の開催	<事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 子どもから高齢者まで多くの区民が相互にふれあい、交流を深めることを目的として、充実した内容のふれあいまつりを開催する。 西京区民ふれあいまつり 日時 平成24年11月17日 場所 西文化会館ウエスティ	西京区まちづくり推進課	①
6	地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施	<事業目的> 区内の自治連合会及び各種団体役員の方々に呼びかけ、人権に関する身近な問題、新聞掲載記事等を題材とした研修を受けてもらうことにより、人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間（洛西支所実施事業）及び人権月間における「映画上映会」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図る。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めてもらう。 ○憲法月間「映画上映会」（洛西支所事業で掲載） 日時 平成24年5月19日13:30～ 場所 京都エミナース 明治アニバーサリーホール 内容 「きなこ」 啓発物品 標語入りメモ帳及びハンカチ ○人権月間「映画上映会」 日時 平成24年12月15日 場所 西文化会館ウエスティ	西京区まちづくり推進課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
7	心の病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク作り）	<事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 平成24年度は「こころのふれあいネットワーク活動」の15年目となることから、こころの病についての理解をより一層区民に広げることを目的として、記念講演会の開催や「小さな秋のこころまつり」等のイベントを当事者も含めて企画し、開催する。 また、大々的なイベントだけでなく、より身近な方との関係づくりを通して相互理解を広げるため、地域懇話会や研修会を行う。 さらに、地域におけるこころの病のある方の日常生活や自立・就労等を支援するため、当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化を進めていく。 ○啓発・研修 ・こころの健康講座（記念講演会） ・こころまつり（交流・ふれあい） ・地域懇話会 ・通信の発行（7月・11月・3月） ○活動支援 ・当事者の活動への支援 ・家族会「なんてんの会」への支援	西京区健康づくり推進課 洛西支所健康づくり推進室	①
8	精神障害者家族懇談会	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神障害のある方の家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的として交流会等を実施する。 ○月1回実施予定 ○交流会、学習会、イベントへの参加、軽スポーツ等	西京区健康づくり推進課	①

西京区洛西支所

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	講演会等(5月)の開催	<事業目的> 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。 <事業計画> ①継続 市民に憲法と人権の尊重を訴えるため、映画の上映会を開催し、市民と共に人権について考えていく。 憲法月間映画のつどい 「こころのふれあいみんなの広場」 日時 5月19日(土) 13:30~15:40 場所 ホテル京都エミナス 明治アニバーサリーホール 内容 映画「きな子〜見習い警察犬の物語〜」 バリアフリー上映 参加者 約450名(予定)	洛西支所 まちづくり推進課	①
2	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 今後も人権尊重の考え方がさらに日常に根付くための取り組みとして、各種相談事業を継続実施する。	洛西支所 まちづくり推進課	③
3	区民ふれあい事業の開催	<事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 子どもから高齢者まで区民が相互のふれあいを図り、より一層の交流を深めることを目的として、活気に満ちた内容で実施する(健康、福祉、環境美化、防災等の多様なコーナーを設け、区民が楽しみながら交流を深めるとともに、様々な情報を入手できる場とする)。	洛西支所 まちづくり推進課	③
4	洛西ケーブルビジョンでのスポットの放映(憲法・人権月間RCV市民啓発番組)	<事業目的> 憲法・人権月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、人権尊重の気運の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 憲法・人権月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、今後も継続して人権尊重の気運の高揚を図る。 憲法月間 内容：1日6回 毎回30秒 憲法月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：5月1日～5月31日 対象：洛西ニュータウン管内住民等 人権月間 内容：1日6回 毎回30秒 人権月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：12月1日～12月31日 対象：洛西ニュータウン管内住民等	洛西支所 まちづくり推進課	①
5	街頭啓発事前研修会	<事業目的> 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。 <事業計画> ①継続 人権月間研修会 日時 12月(日時未定) 場所 京都市西文化会館ウェスティ 内容 映画上映(内容は未定)	洛西支所 まちづくり推進課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
6	地域ぐるみによる啓発活動の実施	<事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴えることを目的とする。 <事業計画> ①継続 憲法月間街頭啓発 日時 5月19日(土) ※講演会に併わせ、啓発グッズ配布。また、まちづくり推進課窓口においても啓発グッズ配布予定。 人権月間啓発 日時 12月(日時未定) 場所 京都市西文化会館ウェスティ ※研修会に併わせ、啓発グッズ配布。また、まちづくり推進課窓口においても啓発グッズ配布予定。 小・中学生による人権をテーマとした作品展 開催日 12月3日(月)～12月14日(金) (小・中学生合同) 開催場所 洛西支所1階ロビー 出展作品 絵画及び習字	洛西支所 まちづくり推進課	①

伏見区

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページへの人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に合わせて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業への区民の参加を促すため、事前広報を行う。さらに、人権関連事業への区民の意識向上を目指し、人権啓発特集記事を掲載する。 【予定】 4月15日号：憲法月間関連事業 6月15日号：「ふしみ人権の集い学習会」の事前告知 8月15日号：「伏見区こころの健康を考える集い」の事前告知 11月15日号：人権月間関連特集 1月15日号：「ふしみ人権の集い」の事前告知	伏見区総務課	①
2	伏見区人権月間事業	<事業目的> 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民への関心を高め、理解を深める。 <事業計画> ①継続 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民への関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 ふしみ人権の集い第2回学習会 人権を考える講演会 <内容未定>	伏見区まちづくり推進課	①
3	伏見区人権啓発推進協議会フィールドワーク	<事業目的> 新たな人権問題ともいうべき事柄の現状と課題を学び、人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 中国残留邦人、犯罪被害者、障がい者や盲導犬等といった協会など現地を巡り、会員だけでなく公開形式でフィールドワークを実施する。	伏見区まちづくり推進課	①
4	憲法月間「人権を考えるバスツアー」	<事業目的> 区内外の人権にかかわりのある施設を訪れ、見学や交流を通して、身近な地域における人権尊重のまちづくりについて考える機会を提供する。 <事業計画> ③廃止 企業の参加率も低く、バスでめぐることのできる市内の人権ゆかりの地が限られているため、5月の公開研修会を区民に参加していただく啓発事業として位置づけ、バスツアーは廃止する。	伏見区まちづくり推進課	①
5	ふしみ人権の集い	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し、「人権文化のまちを一人一人の心から」をテーマに地域ぐるみの啓発活動として、様々な人権をテーマにした講演会を実施するなど、学習と交流の機会を提供する。 【予定】 第1回学習会 <未定> 第2回学習会 <未定> 第18回ふしみ人権の集い <未定>	伏見区まちづくり推進課	①
6	小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催	<事業目的> 製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。 <事業計画> ①継続 行動計画が目指す人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、12月の人権月間をはじめとした様々な機会に区内の児童・生徒が製作した絵画により「人権啓発絵画展」及び「人権啓発絵画ポスター・標語展」を実施した。製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供することを目的としている。 【人権月間 人権啓発絵画ポスター展、人権啓発絵画ポスター・標語展】 【第18回ふしみ人権の集い人権啓発絵画ポスター展】	伏見区まちづくり推進課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
7	ふしみ人権の集い実行委員会ニュースの発行	<事業目的> ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため。 <事業計画> ①継続 ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、ニュース「いーくある」を発行 VOL.39～41を発行予定	伏見区 まちづくり推進課	①
8	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活がより良いものとする。 <事業計画> ①継続 23年度に引き続き、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	伏見区 まちづくり推進課	③
9	区民ふれあい事業の開催	<事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育む。 伏見南部ふれあいプラザ 日時：5月27日（日）午前10時～午後2時30分 場所：御香宮 伏見西部ふれあいプラザ 日時：11月23日（金・祝） 場所：京都競馬場みどりの広場	伏見区 まちづくり推進課	①
10	伏見区人権啓発推進協議会公開研修会	<事業目的> 区民が自ら計画等を決定することで、より身近な人権啓発事業に着手でき、区民の人権意識高揚に繋げる。 <事業計画> ①継続 目的 区内企業・団体を中心とした「伏見区人権啓発推進協議会」の研修会を公開することで区民の参加を促して区民、企業・団体、行政一体となった取組を進める。 実施日 5月 場 所 伏見区役所総合庁舎	伏見区 まちづくり推進課	①
11	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 憲法月間、人権月間及び「ふしみ人権の集い」の広報のため、伏見区人権啓発推進協議会、行推や地域住民が往來の多い駅前などで啓発物品を配布する。	伏見区 まちづくり推進課	①
12	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	<事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。 <事業計画> ①継続 伏見西部ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設け、来場者に人権の大切さを訴える。 日時：11月23日（金・祝） 場所：京都競馬場みどりの広場	伏見区 まちづくり推進課	①
13	区役所等における人権パネル展の開催	<事業目的> 来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供する。 <事業計画> ①継続 人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、憲法月間に区役所ロビーにおいて「人権啓発パネル展」を実施し、来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供する。また、23年度に引き続き、「伏見区西部ふれあいプラザ」の会場に人権啓発物品の配布を予定している。	伏見区 まちづくり推進課	①
14	精神保健福祉講演会	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 伏見区こころの健康推進実行委員会（伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成）、精神保健に関する講演会を実施予定。講演内容等未定。	伏見区 健康づくり推進課 深草・醍醐支所 健康づくり推進室	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
15	伏見区こころの健康を考えるつどい	<事業目的> 区内の精神に障害のある方の人権を守り，自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに，精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために，啓発事業を実施する。 <事業計画> ①継続 区内の各種団体並びに行政等が委員会（伏見区こころの健康推進実行委員会）を構成し，区内の精神に障害のある方の人権を守り，自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに，精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために，啓発事業を実施する。 日時：9月開催予定 会場：伏見区総合庁舎 内容と参加者については昨年度実績を予定	伏見区健康づくり推進課 深草・醍醐支所健康づくり推進室	①
16	家族懇談会	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に，日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ，こころの健康を維持することを目的としている。 <事業計画> ①継続 精神に障害のある方の家族が集まり，病気についての正しい知識を学び家族の役割について理解するとともに，他の家族との交流をはかる場として懇談会や学習会を開催する。 【内容】 時期：未定 会場：保健センターほか 内容：家族会の懇談，学習，施設見学	伏見区健康づくり推進課	①

伏見区深草支所

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	区役所等における人権パネル展の開催 (市民啓発活動の取組)	<事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 憲法月間を契機に市・区民の人権意識向上を図るため、コミュニティホールに人権パネルを展示する。 5月1日(火)～5月31日(木) 人権に関する人権啓発パネルを展示する。	深草支所 まちづくり推進課	①
2	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<事業目的> 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。 <事業計画> ①継続 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図るため、憲法月間と人権月間に街頭啓発を実施する。 ・憲法月間 5月10日(木)(予定) ダイエー藤森店前、京阪伏見稻荷駅前及び 京都医療センター前 ・人権月間 12月上旬	深草支所 まちづくり推進課	①
3	区民ふれあい事業の開催	<事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 多くの区民協力と参加による多彩な催しで、人と人との交流を育む。 10月中旬 第22回深草ふれあいプラザ 場所 藤森神社及び藤の森児童公園	深草支所 まちづくり推進課	①
4	区民ふれあいまつり等における人権コーナーの設置	<事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。 <事業計画> ①継続 深草ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴える。 10月中旬 第22回深草ふれあいプラザ 場所 藤森神社及び藤の森児童公園	深草支所 まちづくり推進課	①
5	伏見区人権月間事業 (人権を考える講演会～ふしみ人権の集い第2回学習会～)	<事業目的> 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。 <事業計画> ①継続 伏見区役所、深草支所、醍醐支所で異なるテーマ、手法で実施する。深草支所ではふしみ人権の集い実行委員会との共催で講演会を実施する予定である。 ふしみ人権の集い第2回学習会 実施予定日 12月上旬	深草支所 まちづくり推進課	①
6	小・中学生の絵画・ポスター展	<事業目的> 製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。 <事業計画> ①継続 児童・生徒の人権教育及び作品展の開催による市・区民の人権意識の普及、高揚を図る。 12月3日(月)～28日(金) コミュニティーホールにて開催予定	深草支所 まちづくり推進課	①
7	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、窓口や電話での各種相談事業を実施する。	深草支所 まちづくり推進課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
8	精神保健事業	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 (精神障害者家族懇談会) 精神障害を抱える家族が集まり、相互理解を深める。 内容：講話・施設見学・意見交流・情報交換など 日時：①6月12日(火)②8月28日(火)③10月9日(火) ④12月11日(火)⑤2月12日(火) 場所：深草支所	深草支所 健康づくり推進室	①

伏見区醍醐支所

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	伏見区人権月間事業	<事業目的> 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。 <事業計画> ①継続 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、また理解を深める機会になるよう、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 人権を考える講演会 日時：12月 場所：京都市醍醐交流会館 内容：未定 人権月間街頭啓発 日時：12月 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前 ホームセンターコーナン、 マツヤスーパー醍醐店前 内容：昨年度と同様 人権啓発絵画・ポスター展 日時：12月3日～22日 場所：醍醐支所2階ロビー、管内金融機関 出展数：70点（予定） 内容：昨年度と同様	醍醐支所 まちづくり推進課	①
2	伏見区憲法月間事業	<事業目的> 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。 <事業計画> ①継続 伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 憲法月間街頭啓発 日時：5月 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、マツヤスーパー醍醐店前、 パセオ・ダイゴロー西館前、 ホームセンターコーナン六地藏店前 内容：昨年度と同様 人権啓発書道展 日時：5月1日～31日 場所：醍醐支所2階ロビー 出展数：100点 内容：昨年度と同様 伏見区人権啓発推進協議会 公開研修会 予定 日時：5月 午後2時～午後4時 場所：伏見区総合庁舎1階ホール 講師：未定 テーマ：未定 備考：伏見区の事業として実施	醍醐支所 まちづくり推進課	①
3	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。 【内容】 窓口や電話での相談を常時受付	醍醐支所 まちづくり推進課	③

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
4	区民ふれあい事業等の開催	<事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 多くの区民の参加と協力により、人と人、世代間の交流とふれあいを深める。 第22回醍醐ふれあいプラザ 日 時：9月 午前10時～午後2時 場 所：折戸公園 内 容：昨年度と同様（予定） 福祉のまち醍醐・交流大会 日 時：1月 午前10時～午後4時 場 所：京都市醍醐交流会館 内 容：昨年度と同様（予定）	醍醐支所 まちづくり推進課	①
5	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	<事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的とする。 <事業計画> ①継続 会場内を訪れる多くの地域住民に対して、人権擁護思想の普及・交流を図る。 第22回醍醐ふれあいプラザ 内 容：昨年度と同様（予定）	醍醐支所 まちづくり推進課	①
6	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<事業目的> 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間及び人権月間の取組として実施し、啓発チラシ入りの啓発物品を街頭で配布することで、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 憲法月間街頭啓発 日 時：5月 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場 所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：昨年度と同様 人権月間街頭啓発 日時：12月 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：昨年度と同様	醍醐支所 まちづくり推進課	①
7	精神保健事業 〔精神障害者家族懇談会〕	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族を対象に実施する。家族が、精神障害者を理解し、支えていくための学習や情報提供を行う。また家族同士が、お互いの思いを共有するための交流の機会を設ける。 4回開催予定 内容：医師等による学習会、交流、施設見学	醍醐支所 健康づくり推進室 (保健センター)	①

市会事務局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化	〈事業目的〉 誰もが傍聴・視聴できるような環境を整える。 〈事業計画〉 ①継続 手話通訳の事前申請、介助犬等の同伴があれば受付対応し、誰もが利用しやすいように努める。	市会事務局 総務課	②
2	職員研修	〈事業目的〉 研修を通じて、職員の人権意識の高揚を図る。 〈事業計画〉 ①継続 人権に関する様々な課題に対する認識及び課題解消に向けた内容の研修を実施する。	市会事務局 総務課	④
3	点字請願、陳情の受付	〈事業目的〉 どのような市民にも利用してもらえるような市会制度を整える。 〈事業計画〉 ①継続 点字による請願、陳情の受付を行う。	市会事務局 議事課	②
4	市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行	〈事業目的〉 全ての市民に開かれた市会の推進に向け、視覚に障害のある方にも市会に関する情報を提供する。 〈事業計画〉 ①継続 読みやすい市会だよりの発行に努める。	市会事務局 政務調査課	②
5	インターネットによる情報発信	〈事業目的〉 全ての市民に開かれた市会の推進を図る。 〈事業計画〉 ①継続 ウェブアクセシビリティへの更なる対応と迅速な更新に努める。	市会事務局 政務調査課	②
6	リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成及び配付	〈事業目的〉 全ての市民に開かれた市会の推進を図る。 〈事業計画〉 ①継続 外国人の方等へ外国語版リーフレットの配布を行う。	市会事務局 政務調査課	②

選挙管理委員会事務局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	投票しやすい環境の整備	＜事業目的＞ 投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりを図る。 ＜事業計画＞ ①継続 投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりに努める。また、障害者及び重度の在宅療養者等が選挙権の行使を容易にできるよう、指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に対する法改正の要望を行っていく。	選挙管理委員会事務局	②

監査事務局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<事業目的> 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 研修内容の充実を図り、一人一人が人権について改めて考え、またお互いの意見交換を通じて人権に対する知識を更に深める。	監査事務局	④

人事委員会事務局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施	<事業目的> 身体に障害のある方の就職を斡旋し、全ての人にとってくらしやすい社会の実現を図る。 <事業計画> ①継続 ■身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施 募集職種 一般事務職（高等学校卒業程度） 受験資格 昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けており、かつ自力勤務が可能な方 実施日程 受験案内配布開始 6月下旬 受付期間 8月10日～8月31日 第1次試験日 9月23日 最終合格発表 11月下旬	人事委員会事務局 任用課	②

消防局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	社会福祉施設等における防火研究会等の開催	<事業目的> 災害時に弱者となりやすい高齢者や障害者に、防火に対する知識を持ってもらう。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、老人福祉施設、障害者福祉施設等において、高齢者、障害者を対象とした効果的な防火防災指導を実施していく。	消防局 各消防署	①
2	消防団員を対象とする研修会	<事業目的> 消防団員の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、消防団員の人権意識の高揚を図るための研修会を実施していく。	消防局 教養課	①
3	防火指導時における市民啓発	<事業目的> 人権に関する情報を提供することで、人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 昨年同様、効果的な市民啓発を行うため、防火防災市民指導時に啓発標語を掲載した防火防災ピラを配付する。	消防局 各消防署	①
4	機関誌「京都消防」への情報等の掲載	<事業目的> 職員の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 昨年同様、職員の人権意識の高揚を図るため、機関誌「京都消防」に人権関連記事を掲載する(人権講座の記事を12月号に掲載予定)。	消防局 教養課	①
5	刊行物等への啓発標語の掲載	<事業目的> 本市が発行する印刷物等の人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 より多くの市民に人権擁護思想を普及高揚させるため、消防局等において発行する印刷物に人権啓発標語を掲載する。	消防局 各消防署	①
6	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	<事業目的> 消防署、消防出張所等に人権啓発看板等を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 より効果的な人権擁護思想の普及を図るため、人権月間等(憲法月間、人権月間、人権強調月間)において消防署、消防出張所等に人権啓発看板を掲出する。	消防局 各消防署	①
7	階層別研修、担当業務別研修	<事業目的> 消防業務と人権との関わりについて理解を深める。 <事業計画> ①継続 消防学校における階層別、担当業務別の各課程において人権に視点を置いた研修(カリキュラム)を行う。	消防局 教養課	④
8	職場研修	<事業目的> 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 より効果的な研修となるよう、職場研修においては参加型、体験型研修を積極的に取り入れる。	消防局 各消防署	④
9	外部講師による人権講座の開催	<事業目的> 人権行政を推進するにあたり、さまざまな人権課題についての職員のさらなる理解を深める。 <事業計画> ①継続 外部の専門講師による人権講座を定期に開催する。 局本部、消防学校、各消防署及び分署で各1回実施予定	消防局 各消防署	④

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
10	人権研修推進者の養成	＜事業目的＞ 職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 行財政局が実施する指導育成力向上研修、市政重要課題各講座及び消防局が実施する人権関連講座等を受講させる。	消防局 教養課	④
11	人権研修推進者等による研修内容等の検討	＜事業目的＞ 人権研修推進者が研修内容を検討することで、職場研修をより効果的なものとするを図る。 ＜事業計画＞ ①継続 職場研修をより効果的なものとするため、人権研修推進者等により職場研修の方法、内容等の事前検討を行うとともに研修結果についても十分な検証を行うものとする。	消防局 各消防署	④
12	未就学児とその保護者に対する防火安全指導	＜事業目的＞ 未就学児を火災や家庭内事故から守る。 ＜事業計画＞ ①継続 未就学児とその保護者を対象に参加型の「親子の防火コンサート」を実施。「パネルシアター」、「ぼくとわたしの命をまもるチャレンジ！ぼうさいリズム」など、会話を通じて防火に関する安全教育を行う。	消防局 教養課	①

交通局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	職場研修推進専門委員会	<事業目的> 市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、両推進者が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高める。 <事業計画> ①継続 「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、新たに任命する職場研修総括推進者（課長級職員）及び職場研修推進者（補佐・係長級職員）で構成される。 職場研修推進会議専門委員会 実施回数：10回程度	交通局 研修所	④
2	地下鉄駅施設の整備	<事業目的> 地下鉄駅の施設を整備することで、どのような人にとっても利用しやすい駅を目指す。 <事業計画> ①継続 地下鉄駅については、人にやさしく、安全・快適な地下鉄を目指した設備の充実を図る。 地下鉄四条駅南改札内の一般旅客用トイレの全面改修を行い、トイレの快適性を向上させるとともに、トイレ出入口部分の段差解消や洋式便器の設置を行う。	交通局 技術監理課 電気課	②
3	地下鉄全駅に「こども110番の駅」の設置	<事業目的> 子どもを犯罪などの危険から守る。 <事業計画> ①継続 地下鉄全駅に「こども110番の駅」を設置した。不審者に襲われるなどして逃げ込んできた子どもを保護するとともに、保護者、学校、警察に連絡し対応するなど、安全な地域づくりに貢献する。	交通局 運輸課	②
4	交通局契約の民間企業職員に対する人権啓発研修	<事業目的> 研修を通じ、民間企業職員の人権意識を向上させることで、どのような方も利用しやすい地下鉄を目指す。 <事業計画> ①継続 市バス、地下鉄の広告を取り扱う広告代理店の職員を対象に、「人権文化推進計画」に基づき人権啓発研修を実施する。	交通局 企画課	①
5	ノンステップバスの充実	<事業目的> 車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図る。 <事業計画> ①継続 導入予定車両数29両（路線車両764両のうち累計638両）	交通局 技術課	②
6	啓発ポスターの作成及び掲出	<事業目的> 市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図る。 <事業計画> ①継続 京都市内の人権に関わる史跡や施設等を題材にした人権啓発ポスターを作成する。また、合わせて市バス・地下鉄の沿線案内を紹介し、市バス・地下鉄の車内及び交通局施設等に掲出する。 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間）、12月（人権月間） 施設名：島原大門 配布数：各月 1,500枚	交通局 研修所	①
7	街頭人権啓発活動の実施	<事業目的> 地下鉄の利用者へ人権問題に気づき、人権の尊重や人権意識を深めることを図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間・人権強調月間・人権月間の各月間中、地下鉄の主要駅（四条駅・山科駅）で啓発チラシ及び啓発物品を配布する。 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間）、12月（人権月間） 配布場所：地下鉄四条駅、山科駅 配布数：各月 600個	交通局 研修所	①
8	市バス車内への人権啓発絵画の展示	<事業目的> 市バスの利用者に向けて、人権問題に気づき、人権の尊重や人権意識を深めることを図る。 <事業計画> ①継続 市バス車内に、小学生の人権啓発絵画を掲出する。 実施月：12月 掲出車両：洛バス9両 掲出枚数：198枚	交通局 研修所	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
9	人権行政に関する資料・情報の職員への提供	<事業目的> 職員が人権行政に関する資料・情報を共有することで、職員全体の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 交通局事業を進めるうえで人権の尊重を基本理念に置くことは極めて重要であり、職員に対しては、日常不断に人権についての情報を提供していく必要があり、必要な参考図書 の配付等を行う。	交通局 研修所	④
10	局職員に対する人権問題啓発講座	<事業目的> 基本的人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害者、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨く。 <事業計画> ①継続 集合研修を実施する。 実施日：12月中旬 実施回数：1回 内容：重要な課題について検討する。	交通局 研修所	④
11	所属・職場研修	<事業目的> 「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指す。 <事業計画> ①継続 各所属において人権研修を実施する。 実施月：6月～7月 実施回数：70回 受講者数：約1,700人	交通局 各課	④
12	階層別職員研修	<事業目的> 公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、サービスの厳正を守る意識を高める。 <事業計画> ①継続 新規採用時及び昇任時等において、階層ごとに、その職の遂行に必要な知識、実践能力を培うとともに、人権問題についても学習を深める。 新規採用職員研修（事務、技術）：11人	交通局 研修所	④
13	刊行物等への啓発標語の掲載	<事業目的> 交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発標語の掲載された啓発ポスターを掲出することにより、より多くの職員や市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発ポスター	交通局 総務課 (22年度から企画課)	①
14	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	<事業目的> バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等の人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発看板、啓発のぼり旗、啓発標語パネル	交通局 各事業所	①
15	参加・体験型研修を取り入れ、より効果的な研修の実施	<事業目的> 人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員の育成を図る。 <事業計画> ①継続 実施講座：フィールドワーク 1～2回、20人程度	交通局 研修所	④
16	障害のある人、外国籍市民等との交流事業の推進	<事業目的> 人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られることから、人権問題を抱える当事者と積極的に交流を図る。 <事業計画> ①継続 実施日：6月～7月 受講者数：約500人 テーマ：重要な課題について検討する。	交通局 各課	④

上下水道局

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	コミュニケーションボードの設置	<事業目的> 「外国人のお客さま」や「障がいのあるお客さま」との窓口対応での意思疎通の円滑化を図る。 <事業計画> ①継続 上下水道局営業所の窓口対応の主な内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを作成し、9営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備する。	上下水道局 お客さまサービス推進室	②
2	聴覚障害者への窓口対応支援事業	<事業目的> 高齢者や耳の不自由な方が安心していただけるよう、局施設に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置し、環境づくりを図る。 <事業計画> ①継続 上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービス窓口コーナー、営業所及び下水道管路管理センターの合計18箇所に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置するとともに外勤職員が筆談用具を携行する。	上下水道局 お客さまサービス推進室	④
3	職場研修推進講座	<事業目的> 職員一人一人の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 職場において人権研修をはじめとする職場研修の計画や実施運営、必要に応じて職員に対する適切な指導ができるよう研修を行う。	上下水道局 職員課	①
4	関連企業に対する啓発活動の実施（憲法月間等の取組）	<事業目的> 人権文化の構築を目指し、企業と人権問題の関わりについて、正しい理解と認識を深める。 <事業計画> ①継続 上下水道工事事業者団体である京都市公認水道協会の会員等に対し、人権月間等に「講演・啓発ビデオ視聴、意見交流」による研修会を実施する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】人権月間等の取組 日時：12月初旬 場所：水道会館他 内容：①講演 ②映像	上下水道局 職員課	①
5	人権啓発看板等の掲出	<事業目的> より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 <事業計画> ①継続 営業所・事業所等局施設の玄関に人権啓発看板を掲出する。	上下水道局 職員課	①
6	各種会議等による局内連携の充実	<事業目的> 本市の人権文化推進会議の一員として参画するとともに、上下水道局人権行政の推進を図る。 <事業計画> ①継続 人権行政主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議等において、効果的な研修方法等を協議する。 【予定】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議の開催	上下水道局 職員課	④
7	人権行政の視点からの所属事務事業の点検	<事業目的> 人権尊重の視点から市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。 <事業計画> ①継続 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等において効果的な研修方法や窓口対応について協議する。 【予定】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議を開催し、効果的な研修方法や窓口対応を協議	上下水道局 職員課	④

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
8	職員研修	<事業目的> 「人権文化推進計画」に基づき、広く人権問題について、その本質を正しく認識するとともに、日常業務を通じてはもとより、地域社会においても積極的に実践できる職員づくりを図る。 <事業計画> ①継続 「憲法月間講座」等を開催する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】 憲法月間講座 日時：5月 場所：上下水道局研修室 内容：講演：講演内容未定 人権月間講座 日時：12月 場所：上下水道局研修室 内容：講演：講演内容未定	上下水道局 職員課	④
9	人権研修等に関する資料の提供	<事業目的> 職員が自己の能力向上を目指して、自発的、主体的に研鑽できるよう、また、職場における人権研修を推進するため、教材としてビデオや書籍等の研修資料の充実を図る。 <事業計画> ①継続 【予定】 ビデオの購入	上下水道局 職員課	④
10	職場研修の充実	<事業目的> 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 職員一人ひとりが人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の充実を図る。	上下水道局 各課・事業所	④

教育委員会

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
1	地域読み書き教室支援事業	<事業目的> 小学校程度の基本的な文字の読み書きの習得を必要とする方々を対象に、文字の習得を図る。 <事業計画> ①継続 要件を満たす団体に対し、年間100,000円を限度とした補助金を交付し、文字の習得を図るために各地域で行われるサークル等の自主的な活動を支援する。	教育委員会 学校指導課	①
2	京都市土曜コリア教室	<事業目的> 市内小学校に在籍する韓国・朝鮮籍児童及び韓国・朝鮮にルーツをもつ児童が自らの文化や言葉等を学ぶことを通して、民族的・文化的アイデンティティや文化を大切に、民族的自覚の基礎を培うことを支援するため、さらに、日本人児童には、国際理解・国際協調を深めることを目的に実施する。 <事業計画> ①継続 全市の児童(小学校3年～6年)を対象とし、韓国・朝鮮の言葉・遊び・音楽等を通して、韓国・朝鮮の生活や文化にふれるとともに、参加児童の交流を深める。 (実施予定) 定員：60人(京都市在住の国公立私立小学生) 教室実施回数：全11回(第10回教室は民族の文化にふれる集いに参加)	教育委員会 学校指導課	①
3	多文化学習推進プログラム	<事業目的> 広く国際理解・国際協調を深めることを目指す。 <事業計画> ①継続 各校の実態に即した形で取組を推進する。	教育委員会 学校指導課	①
4	「人権教育指導資料集(参考試案)」の活用	<事業目的> 児童生徒の発達段階に応じた資料集を使用することで、適切な人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 「人権教育指導資料集(参考試案)」を活用し、児童生徒の発達段階に十分留意した系統的な指導を推進する。 【実施予定】 平成24年度中に中学校部分の改訂版を作成する。	教育委員会 学校指導課	①
5	「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」の活用	<事業目的> 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」をもとにして、各校で人権教育の一層の充実を図る。 <事業計画> ①継続 これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成した。作成から7年が経過した平成21年度に、「人権教育検討委員会」を設置し、内容の改訂を行った。本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき5つの重点課題として、(1)子どもにかかわる課題(2)男女平等にかかわる課題(3)障害のある人にかかわる課題、(4)同和問題にかかわる課題、(5)外国人・外国籍市民等にかかわる課題、(6)HIV感染者等にかかわる課題等を挙げている。	教育委員会 学校指導課	①
6	男女平等教育の推進	<事業目的> 学校教育の中で男女平等教育を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。 <事業計画> ①継続 (1) 不合理な性別役割分担意識とそれを背景にする女性に対する偏見等が子どもたちに与えている影響の大きさを踏まえ、男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして、年間計画の中に位置付け、子どもへの指導を推進する。 (2) セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス(夫婦や恋人などの男女問題において特に男性から女性に加えられる暴力)を人権問題として位置付け、教職員研修を充実させる。 (3) 男子・女子の役割分担や学習環境・服装・持ち物などに性別による固定的な役割分担意識等による課題が残されていないか、学校生活全体を見直す。 (4) 進学・就職に際して、男女共にその個性や能力が十分に発揮できるよう「個が生きる進路の実現」に向けた進路指導に一層取り組む。 (5) 男女がお互いの特質を理解することを基盤として、尊重・協力しあいながら、それぞれの役割を担い健康で明るい家庭・社会生活を営むことのできる能力や態度の育成を目指す。 (6) 男女平等教育を効果的に推進するうえで、家庭・地域の果たす役割の重要性をふまえ、家庭・地域教育学級や保護者懇談会等様々な機会をとらえて、家庭・地域の連携を強化する。 (7) 教職員自身の性別意識や偏見等を完全に払拭し、すべての教育活動を見つめなおすために、男女平等教育を推進するうえでの指導内容等に関する教職員研修を充実させる。	教育委員会 学校指導課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
7	同和教育の推進	<事業目的> 同和教育を行うことで生徒の人権意識を高揚させ、人権差別のない社会の実現を図る。 <事業計画> ①継続 (1) 人権教育の重要な柱の一つとして同和教育を推進する。 すべての児童、生徒が、人権尊重を基盤とした同和問題認識を深め、同和問題の解決に向けて主体的に行動できる実践的態度と能力を培う。 (2) 家庭の状況に応じて、保護者自らが子どもの学力や進路の選択・決定にかかわれるよう、家庭の教育力の向上に向けたきめ細かな支援を推進する。 (3) 子どもへのかかわり方という視点から、教職員が自らの人権意識を振り返り、高めるための校内研修を計画的に推進する。	教育委員会 学校指導課	①
8	外国人教育の推進	<事業目的> (1) 外国人教育が民族差別の解消を目指す教育であるとともに、国や民族の違いを認め共に生きる国際協調の精神を養うことを目指す教育であることを再認識し、各校の実態に応じた重点目標を明らかにし、保護者啓発を含め組織的・計画的な取組を一層推進する。 (2) 外国人問題の歴史的経緯、現状と課題についての認識の深化と課題解決に向けた実践につながる研修の充実を図る。 (3) 社会科をはじめとする外国人教育に関連する単元等における指導や「民族の文化にふれる集い」などを通じ、外国の文化や伝統を理解させるとともに、それぞれの主体性を認め、互いに理解・尊重し、差別のない社会を目指して共に生きていこうとする態度を養う。 (4) 日本が古くから朝鮮半島と政治・経済、文化等で交流があったことなど、アジアの近隣諸国と日本の歴史的な関係をはじめ、世界の人々の交流の軌跡と現状についての正しい認識を培う。 (5) 市内にある民族学校や国際学校、外国の学校との継続的な交流を充実するとともに、留学生の協力を得た「PICNIK」等の外国の文化にふれる取組への参加を積極的に促す。 (6) 「外国人教育方針」の補足となる「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」の通知を受けた取組を推進する。 <事業計画> ①継続 ・多文化学習推進プログラムの実施 ・京都市土曜コリア教室の実施 ・民族の文化にふれる集い 日時：平成25年1月下旬～2月上旬 場所：同志社大学寒梅館ハーディーホール（上京区） 内容：市立学校児童・生徒及び市内の民族学校に通う児童・生徒による、民族舞踊、民族楽器の演奏、歌・遊びの交流、児童・生徒の作品展示など	教育委員会 学校指導課	①
9	帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導	<事業目的> 市内小中学校に在籍する中国帰国児童・生徒や外国人児童・生徒等に対し、言語や生活習慣等に配慮したきめ細かな指導を図る。 <事業計画> ①継続 日本語教室の設置や日本語指導ボランティア、初期日本語指導員、通訳ボランティアの派遣を行う。	教育委員会 学校指導課	①
10	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	<事業目的> 人権を題材にした啓発ポスターを募集・掲示することにより、市民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 だれもが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集する。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用する。	文化市民局 人権文化推進課 教育委員会 学校指導課	①
11	常設展示の充実	<事業目的> 広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小学校の教師による障害児教育への熱意と工夫を伝える。 <事業計画> ①継続 常設展の1コーナーに「京都盲啞院」の創設に関する資料を展示し、視聴覚障害児のための日本で最初の近代教育の取組を紹介する。	教育委員会 学校歴史博物館	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
12	「学びのフォーラム山科」の開催	<事業目的> 講演会を通じて、市民の方の人権意識をはじめとした教養を高める。 <事業計画> ①継続 京都市在住の方、または京都市内に通勤・通学の方を対象に、教養を高め、文化、歴史、健康、食生活、時事問題など市民が興味・関心をもつ内容をテーマに毎週水曜日に講演会を開催しており、12月の人権月間にちなんで人権に関する講演会を行う。 【開催予定】 演題：未定 講師：未定 日時：12月上～中旬（水）	生涯学習総合センター山科	①
13	総合育成支援教育の推進	<事業目的> 全ての子どもたちがノーマライゼーション社会の実現の担い手として、互いに支えあい、成長するための基礎を培うことを図る。 <事業計画> ①継続 障害ある子どもの自立と社会参加に向けて、研修等の取組を推進する。	教育委員会 総合育成支援課	①
14	「総合育成支援教育ボランティア養成講座」の開催	<事業目的> 養成講座を経たボランティアにより、より多くの障害を持つ子どもに支援の手が広がることを目指す。 <事業計画> ①継続 総合支援学校の総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」の取組として、「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」と共催し、障害のある子どもの支援を行うボランティアの養成講座を下記のとおり開催する。 特に、保護者・地域の方に参画を求めることにより、地域ぐるみで総合育成支援教育を推進する気運を高める。 【開催予定】 期間：6月～7月（各会場で5回講座を開催） 10月～11月（各会場で5回講座を開催） 会場：4会場 定員：各会場20名 内容：障害のある子どものサポート等実践的な研修や障害理解等の理論研修	教育委員会 総合育成支援課	①
15	「総合支援学校デュアルシステム」の推進	<事業目的> 高等部生徒一人一人の就職希望を実現し、生徒の進路開拓に向けた取組を推進することを図る。 <事業計画> ①継続 学校、関係団体、企業の3者で構成される「総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク会議」を開催する。 また、平成21年度から新たに、障害保健福祉推進室所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。	教育委員会 総合育成支援課	①
16	総合支援学校生徒の進路開拓をめざす「巣立ちのネットワーク」の取組の推進	<事業目的> 企業就労・福祉就労等、総合支援学校生徒の進路先の開拓及び定着に向けて、教育、労働、福祉機関等が連携を密にし、生徒一人一人の障害の状態に応じた幅広い多様な進路の確保を目指す。 <事業計画> ①継続 「巣立ちのネットワーク」事務局会議及び「障害のある市民の雇用フォーラム」を開催する。 また、平成21年度から新たに、障害保健福祉推進室所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。	教育委員会 総合育成支援課	①
17	「出会いとふれあいのオープンスペース（総合支援学校・育成学級・通級指導教室等見学説明会）」の実施	<事業目的> 障害のある子どもたちの教育の場（総合支援学校・育成学級・通級指導教室）について理解を深め、よりよい教育環境を実現する。 <事業計画> ①継続 障害のある子どもを持つ保護者や就学前教育・保育を行っている幼稚園・保育所等の職員を対象とした見学説明会を実施し、総合育成支援教育に対する理解を深める。 【開催予定】 6月～7月に10日程度実施	教育委員会 総合育成支援課	①
18	「みんなで遊ぼう！ワイワイ広場」の開催	<事業計画> ③廃止 （理由） 多くの地域行事等において障害のある子どもの参加を前提とした取組が展開されるなど、地域での障害のある子どもへの理解が広まり、本取組は一定の役割を果たしたと考えられるため。	教育委員会 総合育成支援課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
19	小・中学校育成学級、総合支援学校大合同作品展「小さな巨匠展」の開催	<事業目的> 障害のある子どもへの市民の理解・認識を深めるとともに、作品作りを通じて子どもの情操を豊かにし、学力向上に資することで、総合育成支援教育の振興を図る。 <事業計画> ①継続 小・中学校育成学級等で学ぶ子どもたちの作品を一同に集め、学習成果の発表の一環として展示する。 【開催予定】 1/24～1/27	教育委員会 総合育成支援課	①
20	障害のある市民の生涯学習事業	<事業目的> 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進することを図る。 <事業計画> ①継続 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する事業として、成人講座を実施する。	教育委員会 総合育成支援課	①
21	「総合育成支援員」の配置	<事業目的> 今年度も前年度に引き続き、総合育成支援員を希望する学校全校に配置できるよう、また必要な学校には複数配置もできるような事業を実施し、一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制の充実を図る。 <事業計画> ①継続 普通学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害や肢体不自由等の幼児・児童・生徒に対して、きめ細やかな指導を行うため、学習活動上の支援や学校生活上の介助等を行う「総合育成支援員」（非常勤嘱託職員）を配置する。	教育委員会 総合育成支援課	①
22	児童虐待に関する研修の実施	<事業目的> 関係機関との一層の連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を推進する。 <事業計画> ①継続 今日の教育現場における多種多様な子どもたちの課題は、単に当該児童生徒の特性のみならず、家庭・学校・地域という子どもたちを取り巻く環境や、周囲の大人たちの対応、友人関係等、多くの要因が複雑に絡み合っている。 そこで、課題の見立てと対応について、実践的な教職員対象の研修会を行う。 ・学校でのソーシャルワーク実践研修の実施 日時：5月9日、7月11日、8月1日、8月3日 場所：京都市教育相談総合センター	教育委員会 生徒指導課	①
23	心の居場所づくり推進事業	<事業目的> 子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと生活できる環境を整える。 <事業計画> ①継続 ・学びのパートナー等学生ボランティアの活用 ・「洛風中学校」「洛友中学校」「ふれあいの杜」の教育充実 ・「呟21・絆」の取組実施 ・フリースクールと連携した不登校対策の実施 ・いじめ対策プロジェクトチームの活動及び「いじめ相談24時間ホットライン」の運営 ・不登校相談支援センターの運営 ・不登校フォーラムの実施 ・児童生徒登校支援連携協議会の実施 ②改善 ・スクールカウンセラーの配置 小学校への配置の拡充及び全総合支援学校へ新規配置を実施する。 ・スクールソーシャルワーカーの配置 配置方法の見直しなどより効果的な活用方法を検討する。	教育委員会 生徒指導課	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
24	健康教育の推進	<事業目的> 子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。 <事業計画> ①継続 (1)児童・生徒のセルフエスティーム（自尊感情や自己肯定感）の向上を図る。 (2)児童・生徒の「自己実現」を目指し、個と個をつなぐ集団づくりの取組を推進する。 (3)「学習を行動に結びつけるスキル」を獲得させるための取組を推進する。 (4)児童・生徒の「心と体の健康」を支援する活動を推進する。 (5)様々な感染症について、人権尊重の視点に立った指導をする。	教育委員会 体育健康教育室	④
25	学校における性教育・エイズ教育の推進	<事業目的> 授業研修会を実施し、 (1) 児童・生徒にエイズについての正しい認識をもたせる。 (2) 人権尊重の観点に立ったエイズ教育を推進する。 (3) 児童・生徒が生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれるエイズ教育の系統的な指導体系を確立する。 <事業計画> ①継続 教職員等への研修会を実施する。	教育委員会 体育健康教育室	④
26	家庭教育講座の実施	<事業目的> 「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切に作る家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会や、保護者同士の語り合いの場を設け、家庭でのよりよい教育の充実・促進を図る。 <事業計画> ①継続 全ての京都市立幼稚園、小学校、中学校、総合支援学校において、年間2回以上の学習会等を開催する。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
27	生涯学習情報ネットワークシステムの運営	<事業目的> 市民の生涯学習を支援し、市民みんなが成長できる社会の実現を目指す。 <事業計画> ②改善 京都市内の生涯学習情報をインターネットなどにより提供し、市民の生涯学習活動を支援する。 また、幅広い世代への利用促進を図るため、新たに携帯電話・スマートフォンに対応した「モバイル版京（みやこ）まなびネット」の運用を開始する。	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	①
28	生涯学習アドバイザー・特別社会教育指導員制度	<事業目的> 地域における生涯学習の振興、人権啓発活動の推進、PTA活動の振興を図る取組などについて、学校、社会教育団体への助言・指導を行う生涯学習アドバイザーを置くことで、市民に生涯学習の推進を促す。 <事業計画> ①継続 生涯学習アドバイザー、特別社会教育指導者を積極的に支援する。	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	①
29	各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等人権学習会の開催	<事業目的> 各家庭の教育力の向上を図る。 <事業計画> ①継続 家庭や地域で、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を核とした取組が実践されるように、各学校・幼稚園において保護者を対象とした学習会、懇談会等（家庭教育講座（幼・小・中・総）等）や、単位PTA・支部や連協における学習会を実施をする。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
30	京都市PTAフェスティバル	<事業目的> 全市のPTA会員が、校種間の垣根を越えて広く集える手作りのイベントを開催することにより、本市のPTA活動の活性化を図る。また、親が子どもたちと一緒に遊び、学ぶことを通して、家庭・地域の教育力向上を図る。 <事業計画> ①継続 平成24年度は第60回日本PTA全国研究大会（8月24日、25日）が京都で開催されるため、京都市の分科会会場において同時開催する予定。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
31	人権啓発展示パネルの作成・貸出	<事業目的> 保護者の人権に関する意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 学校・幼稚園における憲法月間・人権月間での取組をはじめ、学校・幼稚園行事の機会に掲示するためのパネルを作成・貸出を行い、保護者啓発資料として活用する。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
32	親と子のこころの電話相談員の養成	<事業目的> 子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。 <事業計画> ①継続 第16期生募集・養成講座実施予定	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	③
33	温もりの電話相談員の養成	<事業目的> 京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指す。 <事業計画> ①継続 ○相談員全体研修会 2回開催 ○相談員実践研修会 2回開催 ○スーパーバイザーの委嘱	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	③
34	憲法月間・人権月間におけるPTA街頭啓発・パレード	<事業目的> 市民に人権の尊さと呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進する。 <事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間の機会に、京都市PTA連絡協議会が実施する啓発物品の配布及びパレードによる街頭啓発活動を支援する。 活動目的の徹底、他団体との幅広い連携等により、より充実した取組を行う。 (1) 人権啓発パレード(憲法月間) 日 程 平成24年4月21日(土) 場 所 京都市役所前～円山公園 参加者 約500人 (2) PTA街頭啓発(人権月間) 日 程 平成24年12月1日(土) 場 所 市内約30ヶ所	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
35	人権行政に関する情報の職員への提供	<事業目的> 職員一人一人の人権意識を高める。 <事業計画> ①継続 職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。 ○「人権啓発映画」の購入	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
36	家庭教育新聞の発行	<事業目的> 教育問題や人権問題に関する情報提供をはじめ、親子で楽しめる企画や子どもを健やかに育むためのインタビューも掲載し、教育情報誌としての充実を図る。 <事業計画> ①継続 家庭・地域教育の充実と振興のため、全市の保護者を対象に家庭教育新聞「あしたのために」を発行する。 【発行予定】 ・発行回数：年4回(203号～206号) ・配布先：全市立幼稚園・小・中・高・総合支援学校、 私立・国立幼稚園、私立・国立小・中学校 及び市内全保育所の保護者のほか、 図書館・区役所等市関係施設。 ・発行部数：各170,000部	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
37	人づくり21世紀委員会	<事業目的> 19年2月に制定された「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現を目指して、子どものいのちに関わる緊急課題である「薬物」「エイズ」「虐待」「インターネット・携帯電話の弊害」等の解決に向けて取組を推進する。 <事業計画> ①継続 ・「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現に向けた取組の推進 ・上記憲章の理念の普及、子どもを取り巻く緊急課題の課題解決に向けた連続講座等の開催 ・「子どもを共に育む未来づくり教育フォーラムin京都」の開催 日時：24年8月6日 内容：講演会 他 場所：国立京都国際会館 他	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
38	教職員研修（教職員の職務別・経験年次別研修）	<事業目的> 学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・力量の向上を図る。 <事業計画> ①継続 （１）職務別・経験年次別研修 管理職、人権教育に関わる主任、採用1年目・5年目・10年目教員、採用1年目事務職員に実践発表及び協議形式等による研修を実施する。 （２）全教職員を対象とする希望参加制の研修 全教職員を対象に「学校における人権教育をすすめるにあたって」の具現化に向けて、講演や実践発表等を内容とする希望参加制の研修を実施する。 （３）参加型研修を採り入れた効果的な研修の実施 上記（１）（２）の研修にあたっては、受講者の参加意識を一層引き出し、研修効果を高めるための受講者参加型研修を推進する。	教育委員会 総合教育センター	④
39	校・園内研修の実施	<事業目的> 自校・園における人権教育の確立・推進を図る。 <事業計画> ①継続 各校・園において人権教育に関する研修を計画的に実施する。	教育委員会 総合教育センター	④
40	教職員の教育研究団体研修への支援	<事業目的> 学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する。 <事業計画> ①継続 同和教育、外国人教育等の教育研究諸団体の主体的な研究・研修を支援する。	教育委員会 総合教育センター	④
41	教育研究資料・教育関係図書の充実	<事業目的> 本市教職員及び市民を対象に、人権に対する意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権及び人権教育に関する図書・資料を展示し、閲覧・貸出を行う。	教育委員会 総合教育センター	①
42	教育相談総合センターでの教育相談	<事業目的> 子どもの様々な悩みに対して相談窓口を設けることで、子どもの精神的な負担を減らし、健全な発育を促進する。 <事業計画> ①継続 (1) カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談を行う。 対象：市内在住の児童・生徒とその保護者 相談時間：月～金10時～21時 土9時～17時（第2・第4水曜日、祝日、年末年始は休館） (2) 日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりがあるときに気軽に相談できる体制を構築する。	教育委員会 教育相談総合センター	③
43	不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり	<事業目的> 子どもの居場所をつくることで、精神的な負担を減らし、健全な発育を促進する。 <事業計画> ①継続 (1) ふれあいの杜 個別カウンセリング、小集団体験活動、学習（教科）活動を通して、不登校児童・生徒が新たな人間関係を築く中で、学校生活に適應し、自立心に富み、いきいきとした生活が送れるようになることを目指す。 (2) オープンキャンプ（夏・冬2回実施） 京都市内の小・中学生で、長期にわたり、継続・断続して学校を欠席している不登校児童・生徒たちが、自然とふれあい、また目標に向かって活動を進めることにより普段では経験できない達成感を体験することにより、子どもたちの自立を目指す。 また、集団宿泊活動をととして、基本的な生活習慣の定着や人間関係の更なる構築等を図る。	教育委員会 教育相談総合センター	①

番号	事業名	24年度事業計画	担当課	分類
44	「こどもみらい館」における事業の推進	<事業目的> 乳幼児の健やかな育成を図る。 <事業計画> ①継続 相談・研究・研修・情報発信・子育て支援ネットワークの構築の5機能を備え、保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」として取組を行うなど、全国的に、類の見ない子育て支援の中核施設としての役割を果たしていく。	教育委員会 子育て支援総合センターこどもみらい館	①
45	ゴールデン・エイジ・アカデミーの開催	<事業目的> 市民が、生涯にわたり自ら学び、教養を深める中で、人生の楽しみをより深く豊かなものにすることを目指す。 <事業計画> ①継続 歴史・文学・社会問題等の多様な題材をテーマとした講演会を毎週金曜日に実施しており（生涯学習総合センターで開催、生涯学習総合センター山科で同時中継）、12月に人権月間特別企画として人権に関わるテーマを設定した講演会を開催する。 【開催予定】 演題：（未定） 講師：（未定） 日時：12月上～中旬（金）	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課）	①
46	人権問題啓発映画試写会	<事業目的> 人権研修や保護者を対象とした人権問題の啓発の促進を図る。 <事業計画> ①継続 新着の人権啓発映画の紹介を兼ねて、市立幼・小・中・高・総合支援学校の教職員及びPTA役員、教育委員会事務局職員・生涯学習振興財団職員を対象に人権啓発映画の上映を実施。 【実施予定】 日時：6月29日（金）及び7月4日（水）（1、2回目とも同内容） 内容：映画「くらしの中の人権問題（地域編）」「くらしの中の人権問題（家庭編）」 「探梅～春遠からじ～」「それぞれの立場・それぞれの気持ち」	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課）	④
47	人権問題啓発映画の貸出	<事業目的> あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深める。 <事業計画> ①継続 映画・ビデオの貸出を行い、市立学校（園）の教職員を対象とする校内研修や保護者啓発用の学習教材として活用を進める。 （内容未定）	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課）	①
48	人権問題関連図書の展示と貸出	<事業目的> 市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深める。 <事業計画> ①継続 人権問題関連図書の展示と貸出しを行い、市民啓発に資する。 【予定】 ・京都市図書館全館… 憲法月間（5月）：憲法・人権問題関連図書の展示と貸出し 人権月間（12月）：人権月間関連図書の展示と貸出し ・中央図書館のみ… 9月：識字関連図書の展示と貸出し	教育委員会 各図書館	①
49	人権研修の実施	<事業目的> 所属職員の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 年度当初に職場研修の実施計画を策定し、研修を実施する。 <テーマ>教育課題に関すること <日 時>平成24年11月頃（予定） <場 所>総合教育センター（予定）	教育委員会 総務課	④
50	職務別職員人権研修	<事業目的> 職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相応する役割の自覚を促す。 <事業計画> ①継続 憲法月間（5月）・人権月間（12月）など市全体として人権啓発活動が行われる時期にあわせ、人権意識の高揚に向けた研修への参加。	教育委員会 総務課	④